

どんな業種が

年少労働者に
適しているか？

労働省婦人少年局編

少年労働諸資料

各種工業に対する
米国の勧告基準

勸告基準の基本的立場 アメリカの労働省児童局は、年少労働者の安全、健康及び福祉について、次の三點を強調し、その実行を勧奨している。

(1) 最も危険率の低い業種に使用すること。

(2) 安全に健康的な職場にすること。

(3) 十分な訓練と細心な監督をなすこと。

内容と目的 このパンフレットは、アメリカの労働省児童局が 1944 年以來すでに 15 種に亘つて発行している「勸告基準」を譯したものである。そうして、わが国の産業事情及び労働事業がアメリカとはよほど違っているために、譯文のままで誤解を招くおそれのある箇所、われわれから見ても特に強調しておきたい箇所、そういう箇所には特に「註」を加えておいた。

このパンフレットは、年少労働者の安全と健康に関心を持つ使用者や労働組合、労働基準監督官、児童の職業指導に關係する教師や公共職業安定職員、工場の採用、安全、訓練の諸係の人々に、参考資料として提供するために発行した。

勸告基準の意味 アメリカでは、どの州にも年少労働に関する法律がある。地方の事情によつてその内容はそれぞれ異っているが、多くの州は、それらの法律によつて、危険有害業務に年少労働者を就業させるのを禁止している。

州の法律とは別に、連邦の法律として「アメリカ公正労働基準法」が定められている。これは、州と州との間に亘つて移動する生産品をつくる工場の労働條件はついて定めたものである。この法律においては、最低年齢満 16 歳を原則としているが年少労働者に特に危険であることがわかつて指定された業務については、最低年齢を満 18 歳と定めている。現在までに最低年齢満 18 歳が適用されている。業務は別表 1 の 7 種である。(公正労働基準法に基いて年少労働者の安全使用に関する規則を定める場合には、必ず詳細な調査と公聴を経なければならぬこととなつている。

第二次大戦中アメリカでも、從來にながった各種の産業と各地方とに年少労働者の雇用数が急激に増大し、年少労働者の安全使用が緊急の課題となつた。そこで、臨時の措置として、別表 2 の 15 種類の産業について、それらの産業の使用に對する指導書として、アメリカ労働省から勸告基準が発行された。これらの基準は、今日においても引き続き活用されている。しかしこれの中でも、法律によつて禁止すべき業務、年少労働者に特に危険であることを指定すべき業務、そのような業務を決定するために、戦後なお責任ある調査がつけられている。

最低年齢満 18 歳が適用される業務

- 1 爆発物または爆発性物質を含有する物の製造の業務
- 2 自動車運轉又は助手の業務
- 3 採炭の業務
- 4 伐木及び製材用機械操作の業務
- 5 動力木工機械操作の業務
- 6 放射性物質にさらされる業務
- 7 動力巻上機械の操作の業務

— 目 次 —

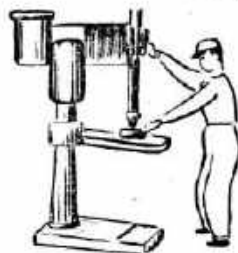
1. 金属加工機械の操作.....	(1)
2. 造船業.....	(13)
3. 鑄造業.....	(19)
4. 繊維工業.....	(25)
5. 二硫化炭素にさらされる業務.....	(31)
6. 鉛工業および鉛使用工業.....	(37)
7. 鐵道.....	(47)
8. パルプおよび製紙業.....	(53)
9. 紙製品製造業.....	(61)
10. 棟瓦およびタイル製造業.....	(71)
11. 熔接業務.....	(79)

×

×

★年少労働者を安全に使用するには.....	(85)
-----------------------	------

金属加工機械操作のどんな業種が年少労働者に適しているか



このリーフレットは、金属加工機械の操作に携わる年少労働者の¹⁾配置について、使用者に勧告するために発行されたものである。この中には、年少労働者が比較的安全に操作できる普通のタイプの金属加工機械と、年少労働者や未熟練労働者が操作するのは特に危険な機械とが掲げられている。

機械による災害は一般に重傷で、特に運転中の時には一層甚しいものである。すべての機械は、定められた基準に従って適当に安全装置を施されなければならない。²⁾このような安全装置は、

【註】 ¹⁾ 本國においては、合衆国「公正労働基準法」によつて、労働者の最低年齢は満16歳、保護年齢は満18歳未満と規定されている。

日本においては、最低年齢は満15歳、保護年齢は満18歳未満と、「労働基準法」第56條及び第57條に規定されている。

このリーフレットにおいては、「年少労働者」という場合は、前記の本國の法律による満18歳未満満16歳以上のものを指しているが、これを日本の場合とすれば、「労働基準法」による満18歳未満満15歳以上のものに相当するわけである。このことを特に留意してこのリーフレットを読んで頂きたい。

²⁾ 「労働基準法」第42條第46條第47條に基いて、「労働安全衛生規則」第1篇第3章第4章及び第2篇第2章には安全装置の認可、機械の性能検査及び安全装置の基準が定められている。

運轉中の場合を考慮して、すべての危険な運動部分に施されなければならない。安全装置は成人労働者が機械を操作する時にも重要であるが、年少者や未熟練者が操作する場合には、それは一つの義務ですらある。しかし、年少者や未熟練者は一般に安全上の特性に欠けているので、機械的な安全装置だけでは、かれらを災害から護ることはできない。かれらに対しては監督、指導、訓練が必要である。その上更に、かれらを最も安全な業種と最も安全な機械とに配置しなければならない。

年少労働者を災害から護るためには、あらゆる金属加工機械に共通な次の様な一般的原則が採用されなければならない。

年少労働者を次のような種類の業務に使用または使用許可をしてはならない。

- A) 運轉中の機械の調整、注油または清掃。³⁾
- B) 機械の運轉中に、切粉を除くために、掃除布またウエスを使用すること。⁴⁾

【註】³⁾「労働基準法」第 63 條に基いて「女子年少者労働基準規則」第 12 條第 19 號には、運轉中の原動機や、中間軸までの動力傳導装置の掃除、注油、検査、修繕、および調帶の掛換の業務が年少労働者に禁じられている。

⁴⁾ 前掲「労働安全衛生規則」第 87 條には、運轉中の機械の刃部の切粉拂い又は注油のためにはブラシその他の用具を備えつければならず、労働者も、それらの用具を使用しなければならないことが定められてゐる。

- C) ダブダブの服、ネクタイ、長袖等をつけて機械を操作すること。女子が機械を操作する時には適当な頭巾を用いさせなければならない。
- D) 工具や金型などの取付け又は取り換。⁵⁾
- E) 安全装置の施されていない歯車その他危険な運動部分のある機械の操作。⁶⁾
- F) 重量物を継続して持ち上げるような大きな身体的努力を要する機械の操作。⁷⁾

【註】⁵⁾ 前掲「女子年少者労働基準規則」第13条第25号によつて、動力によつて運轉する壓機、金型や切斷機の刃部の調整や掃除の業務が年少労働者に禁じられている。

⁶⁾ 前掲「労働安全衛生規則」第76条によつて、機械の勢輪、歯車、歯車等で接觸の危険があるものは、覆或は圍を設けなければならないことが定められている。

⁷⁾ 前掲「女子年少者労働基準規則」第12条によつて、重量物を取扱う業務が次の基準をこえてはならない。

年 齢 區 分	性 別	斷 續 勞 働	繼 續 勞 働
滿 16 歳 未 滿	男	15 kg	1 ³ kg
	女	12 kg	8 kg
滿 16 歳 以 上	男	30 kg	20 kg
	女	25 kg	15 kg

年少者が携わる各種タイプの機械の操作に關して、一般原則の外に附け加えるべき勧告は次の通りである。

1. 工作機械の操作

工作機械は普通次のように定義されている。即ち「動力によつて運轉される一つのまとまつた金属加工機械で、一つ以上の工具または取付具を持ち、金属を逐次動かして一つの形に削りあげるために用いられるもので手搬式（ポータブル）でないもの」を云う。機械の大きさには、小は卓上機械から大は重量 50 トン以上に及ぶものもある。機能からみれば、工作機械は、金属の動かし方五種類のどれかによつて、仕事をするものである。即ち（1）轉削（ミーリング）（2）平削（プレーニング）（3）丸削（ターニング）（4）穿孔（ボーリング）（5）研磨（グラインディング）の五つである。

工作機械の中には、多数の工具を使用して、これらの機能の一つ以上を果すものもある。近來の傾向としては、仕事を速く且つ精確にやるように高度に特殊化された機械へ移りつつある。この場合その速度と精度とは、労働者に左右されないで、機械の構造にはめ込まれている。

すべての工作機械の操作が危険なのではなく、その中のある種のものだけが危険なのである。ある場合には、危険は機械そのものに固有のものもあり、また操作の仕方如何に基くものもある。また危険の程度は、機械の大きさ、速度、動力、取付けの困難さなどによつてきめられる場合もある。

工作機械による災害はいろいろの原因から生じてくる。即ち安全装置を施さない操作箇所、機械的動力傳導装置、危険な操作の仕方、材料または製品の取扱い等である。また運転中の機械の掃除、注油、調整によつても災害が生じる。そして、ある種の災害は安全装置により、あるものは工程或は操作方法の改善により防止することができ、またあるものは労働者の熟練、知識、安全作業によつてのみ防止することができる。

次の表(表一)には、年少労働者が操作するのに比較的安全な工作機械と、甚しく危険なものが示されている。年少労働者の業務の配置はこの表に従つて行はなければならない。

(表 一)

年少労働者が操作するのに比較的安全な工作機械	年少労働者が操作するのに非常に危険な工作機械
A) 小型旋盤、小型ターレット旋盤、小型ネジ切盤、小型ネジ立盤。 B) 小型ボール盤、但し小型リーマー、ホーミング、及びタツピングを含む。 C) 小型横フライス盤。 D) 形削盤。 E) キー溝盤、鏜盤。	(註) A) 研削盤、研削盤、澤だし盤、バフ盤。 B) ネジ切盤——但し完全自動式密閉型のものを除く。 C) 大型自動旋盤及び大型ターレット旋盤及大型フライス盤。 D) 堅型ボール盤、多軸ボール盤。 E) 横又は堅中ぐり盤。 F) 平削盤
【註】 本文(註14) 参照のこと。但し極めて小形の精密機械仕上用のもので適當な防塵装置があるものは年少労働者にも操作することが出来る。(この註は A) の全部にあてはまる。)	

2. 冷間金属の型打機、剪断機、成形機の操作。

冷間金属の型打（スタンピング）、剪断（シアリング）及び成形（フォーミング）の機械は、工作機械とは別種の部類の金属加工機械とみなされていて、ラム、ブランジャその他の運動部分に取付けられた双物や金型、ロールのような工具によつて常温金属の形を変えたり切断する機械とされている。

壓機（プレス）、打貫機（パンチ）、切断機（ブレイク）、槌打機（ハンマー）、壓延機（ロール）、剪断機（シア）はこの部類に入る。⁸⁾

これらの機械は凡ゆる金属加工機械の中でも最も危険な部類であり、特にそれらに因る傷害は最もひどいものである。これらの機械の危険はその操作箇所にあるのであつて、安全装置を施すことが困難で、しかも重傷を招き易い箇所である。またこれらの機械の多くは、運転中のベルト、ベルト車、齒車、或は金型又は工具取り換えに伴う困難さが、⁹⁾その危険の原因となつている。

この部類の機械の殆んどは、操作するのに大した熟練を要しないので、作業者の訓練に餘り時間をかけず、従つて、未経験の年少労働者がこれらの機械の操作に配置される場合が多かつた。安全装置が不十分な

【註】⁸⁾ 前掲【註 5】参照。

前掲「女子年少者労働基準規則」第13條第20號によつて動力による打抜機、切断機等を用いて厚さ8ミリ以上の鋼板加工の業務が年少労働者に禁じられている。

⁹⁾ 前掲【註 3】【註 5】【註 6】参照。

上に訓練も受けず、仕事の単調さにも不馴れた労働者によつて操作されれば、これらの機械によつて多くの重大災害が引き起されるであらうし、実際にまた起しているのは當りまえである。

(表 二)

年少労働者が操作するのに比較的安全な機械の種類 【注】	年少労働者が操作するのに非常に危険な機械の種類 【注】
A) 動力壓機——但しダイヤル式、スライド式或は滑り臺の様な完全自動送りの装置が付いており、ラムに完全な覆のあるものに限る。 B) 動力によらず手又は足で操作する 壓機——但し行程 $\frac{3}{8}$ インチ以内又は効果的な安全装置のあるものに限る。 C) 動力によらず手又は足で操作する切断機。(ブレイク) D) 動力によらず手又は足で操作する 壓延機。 E) 動力によらず手又は足で操作する 剪断機——但し防欄の安全装置が付いているものに限る。	A) 安全装置の如何にかかわらず手送りの 動力 壓機 (パワープレス) 及び完全又は半自動送りが付いていても、ラムに完全な覆のない動力壓機。 B) 動力板金打具機。 C) 動力切断機、動力折疊機、動力押出機、動力波形成形機、動力ひだ成形機。 D) 動力槌打機及び落下槌。 E) 動力曲げ壓機、動力歪取壓機、動力波形壓機、動力いぼ形壓機、動力ひだ形壓機、動力玉縁壓機、金屬の冷間壓延機。 F) 動力ギロラン剪断機、動力アリゲーター剪断機、動力回轉剪断機及び縦剪断機。
【注】 本文【註 2】、【註 5】、【註 8】、【註 11】、参照のこと。	

未経験な労働者を災害から護る一つの方法は、かれらが十分な技能と知識とを習得して、比較的危険な機械を安全に操作できるようになるまでは、最も安全な機械に配置することである。¹⁰⁾ この目的を達するために、人員配置の調整を勧告したい。冷間金属加工機械の操作に年少労働者が必要な場合には、先の表(表二)に従って適当な配置調整をしなければならない。

3. その他の金属加工機械の操作

上述の二つの部類に入らない金属加工機械には、熱間金属の鍛造(フォージング)、成形(フォーミング)及び壓延(ローリング)の機械。金属製品をきれいにする機械、及び金属製品の製造に用いられるその他の特殊機械が含まれる。

熱間金属の鍛造、成形、壓延の機械には、槌打機(ハンマー)、落下鍛造機(ドロップフォージ)、鍛造プレス機(フォージングプレス)、据込壓機(アブセツチングプレス)、固定鋸打機(ステーションナリー リベツテイング)、壓縮機(ブルドーザー)、曲げ機及び整形機(ベンディングマシン、ストレートニングマシン)、壓延機及び分塊壓延機(ローリングミル、ブルージングミル)及び型打鋳造機(ダイキャスト)等が含

【註】¹⁰⁾前掲「労働安全衛生規則」第5章には経験のない労働者及び必要技能をもたない労働者が特定の危険業務へ就くことが禁じられている。

11)
まれる。

金属又は金属製品をきれいにする機械或は工程には轉磨機（タンブラー）、砂吹機（サンドブラスター）及び遠心分離機（セントリフューガル エキストラクター）が含まれる。

特殊のタイプの金属加工機械には、金切鋸（メタルソー）、線引機（ワイヤー ドロウイング）、製管機（チューブ ドロウイング）、ケーブル捻線機（ケーブル ストランディング）及びその他のワイヤー製造機が含まれる。

熱間金属の鍛造機及び壓延機の操作はかなりの熟練を要し、年少労働者にとつては、一般に、餘りに重労働すぎる。またそのうえ、餘りにも危険すぎる。操作中につぶされたり切つたりする危険がある上に、火傷の危険も伴う。

そのほか操作上これと同様な危険の伴う種々の機械があるが、それぞれの機械によつて危険さが違うから、枚舉のいとまがない。

【註】 11)12) (1) 前掲「女子年少労働基準規則」第13條第28號には、蒸気又は壓縮空氣等による壓機又は鍛造機械を用いる金属加工の業務に、(2) 同規則同條第12號には、金属の熱間壓延の作業主任者の業務に、(3) 同條第46號には、多量の高熱物體を取扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務に、年少労働者を就けることがいづれも禁じられている。

ここに挙げた機械は各部類の代表的な種類にすぎない。この外に、上述の機械に類似した機械やそれらの変型が澤山あるが、年少労働者の使用に関する警告は、上述と同様に危険な他の機械にも適用すべきものである。それと同様に、年少労働者が安全に操作できる機械をすべて列挙するわけにも行かない。

これら種々の熱間金属加工機械には、年少の未経験者が操作して安全なものも多いが、そのかわり、元來危険であつたり年少者が操作してはならないような高度の技能や経験を要するものもある。

年少労働者の配置の手引きとして次のように提案する。

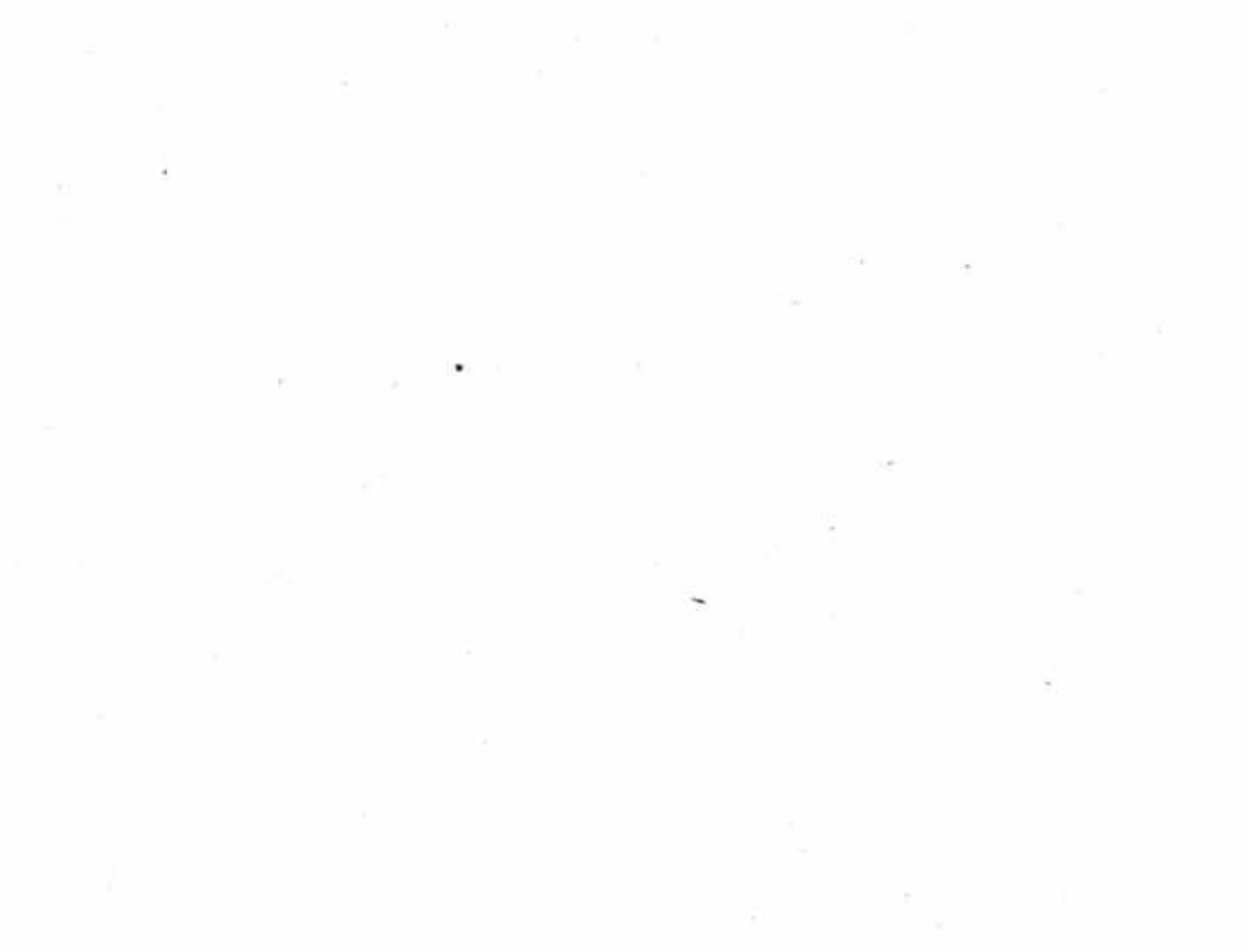
年少労働者を次の機械の操作に使用してはならない

- (A) すべての熱間金属の鍛造機、成形機、¹³⁾ 壓延機及び型打鑄造機。
- (B) 熱間鋸打機。¹³⁾
- (C) 砂吹機。¹⁴⁾
- (D) 金属片から油又は切削剤を除くための遠心分離機。¹⁵⁾

【註】 ¹³⁾前掲「女子年少者労働基準規則」第13條第49號によつて、さく岩機、鋸打機等の使用によつて、身體に著しい振動を與える業務が年少労働者に禁止されている。

¹⁴⁾⁽¹⁵⁾¹⁶⁾前掲規則同條第44號には、土石鉄毛等の塵埃又は粉末を著しく飛散する場所における業務が年少労働者に禁じられている。

- (E) 熱間又は冷間金属を切断するための丸鋸及び研切盤¹⁶⁾(アブラツシブカツテイングディスク。)
- (F) 線引機、但し普通ダイヤモンドダイスを用いて引く細線を除く。
- (G) ケーブル捻線機。
-



造船業ではどんな業種が年少労働者に適しているか



造船の仕事の多くはとくに危険——年少の未経験労働者にはまったく危険すぎる——なので、造船所が年少者を災害から本當に護ろうとすれば、かれらに與える仕事の種類について、特別の考慮を拂う必要が極めて大きい。災害によつて時間と生産を無駄にし、しかも多くの場合非常に必要な熟練工をこの産業から永久に失ふこととなるのを防止するために、この方面の明確な計畫が大切である。

このリーフレットに含まれている提案は、造船所での雇用に伴う危険とこの産業の労働供給に關する最近の研究に基いて、造船産業における年少労働者配置の手引となされたものである。この産業が、よい素質のものを雇入れ、これを訓練して熟練工または半熟練工に仕立て上げる必要があり、他方また年少労働者で、特別の素質又は教育によつて、この産業にとつてとくに有用な人となるものもある、ということは既に世人の認めるところである。

【註】¹⁾ 米國においては、合衆國「公正労働基準法」によつて、労働者の最低年齢は満16歳、保護年齢は満18歳未満と規定されている。

日本においては、最低年齢は満15歳保護年齢は満18歳未満と「労働基準法」第50條に規定されている。

このリーフレットにおいては、年少労働者という場合は、前記の米國の法律による満18歳未満満16歳以上のものを指しているが、これを日本の場合とすれば「労働基準法」による満18歳未満満15歳以上のものに相當するわけである。このことを特に留意してこのリーフレットを読んで頂きたい。

造船所では、初心者に対する中學校の訓練^{ベイズ・ア・トウレイン}の價値を認めて、そこを卒業しない年少労働者は雇わない方針をとつていところが多い。そうしてそれらの造船所では、年少労働者をただの労働者として扱つたり、將來性のない仕事に就かせたりしないで、熟練工または半熟練工として發展できるような部署に配置することとしている。年少労働者に対するこのような計畫を樹てるといふ方針を、すべての造船所に採用して貰いたい。

年少の未経験労働者を使用するに當つて従わなければならない一般的原则は、次の通りである。

I 配置及び訓練に関する一般の方針²⁾

一般に年少労働者は、徒弟(アプレンティス)、機械工見習(メカニツク ラーナー)、補助者(ヘルパー)あるいは養成工(トウレイニール)として使用され、明確な方針に従つて訓練されるべきである。年少の未経験労働者は経験労働者に比べてはるかに強い監督と指導とを必要とするから、訓練の際には特に注意深い監督を併せて行うべきである。すべての安全に関する教示もまた新入職労働者の監督と訓練の極めて重要な部分として行うべきである。

年少労働者の使用方針を樹てるとき次の事柄に留意すべきである。

A) 進水臺上の作業はあらゆる造船作業の中で最も危険である——同じ作業でも、それが岸壁あるいは工場

で行われるのと比べてはるかに危険である。

B) 船上機装の作業は機装工場での作業よりも危険である。

C) 一般に修理作業は新造作業よりも危険である。

④ 造船業における満16歳未満年少労働者に対する危険有害の禁止業務、および一般的な危険有害防止措置に関する規定を労働基準法および関係規則についてみれば凡そ次の通りである。

「労働基準法」第63條に基づく「女子年少者労働基準規則」第13條の(1)第3號の、アセチレン銲接作業の主任者の業務。(2)第4號、第15號、第17號、および第30號の動力捲上機、起重機、運搬機等の運轉、玉掛け、合圖等の業務。(3)第35號、第37號、第38號の、引火性および有害ガスまたは粉塵の業務。(4)第40號の、高さ5米以上の吊足場等の高所の業務。(5)第41號の、足場組立等の業務。(6)第45號の、有害放射線にさらされる業務(電気銲接)。(7)第49號の、鉋打機等使用の業務。(8)第50號の、騒音の業務。(9)同規則第12條の次の基準を越えることを禁じられている重量物取扱いの業務。

重 量	性 別	断続作業	繼續作業
満16歳未満	男	15 kg	10 kg
	女	12 kg	8 kg
満16歳以上 満未18歳満	男	30 kg	20 kg
	女	25 kg	15 kg

「労働基準法」第5章に基づく「労働安全衛生規則」第2篇(10)第2章には安全機械装置に関し、(11)第4章には足場に関し、(12)第5章には墜落防止設備に関し、(13)第8章には保護具その他に関する規定などが定められている。

II 年少労働者を、雇い入れ後六ヶ月乃至一ケ年間、それに限って従事させてよい作業の種類

- ¹⁵⁾ A) 取付作業（レイイングアウト、ボールディングアップ）の補助者、銲接作業の補助者、または造船現場（ヤード）および板金工場における補助者の作業。
- ⁴⁾ B) 現圖場、パイプ工場、銅工場、薄板工場または電気工場における作業。
- ⁵⁾ C) 重量物の拘揚に無関係の場合の、鑄造工が乗船して行う修理または新造の作業。
- ⁶⁾ D) 機械工場における卓上作業、輕量機械の操作および重量機械操作の補助者の作業。
- ⁷⁾ E) 鍛造および鍛冶工場における手鍛冶の作業。
- ⁸⁾ F) 中子室の作業および鑄造工場における卓上鑄造の作業。

³⁾ これらの業務には米國では戦時は許されていたが、日本の現在では「女子年少者労働基準規則」第13條の中の年少労働者の禁止業務が含まれているが（【註2】参照）、補助者としての業務ならば概ね差支のないものが多い。

⁴⁾ 【註2】の(1)、(6)、(2)、等のほか「女子年少者労働基準規則」第13條、第19號、運轉中の原動機等の注油等、第25號、動力壓機、切斷機風の金型、刃物の調整などの業務が年少労働者に禁じられている。

²⁾ 前掲【註2】参照。

⁶⁾ 前掲【註5】およびこの勸告基準シリーズNo1「金屬加工機械操作に関する勸告基準」参照。

⁷⁾ 同規則第13條第12號、金屬熱間壓延の作業主任者、第28號、蒸氣または壓縮空氣による壓機、鍛造機械の使用、第46號、高熱物體の取扱ひ及び著熱な場所の業務が年少労働者に禁じられてゐる。その他【註6】参照。

⁸⁾ 同規則第13條第44號の、塵埃または粉末を著しく飛散す場所での業務、および第49號の、多量の高熱物體を取扱う業務、および著熱な場所における業務等が主に年少労働者に禁じられてゐる。その他このシリーズNo3「鑄造業に対する勸告基準」参照。

G) 材料室および工具室の助手としての作業。

H) 管理部門の書記的な仕事、製作および設計部門の製図工または寫圖工の作業、現場事務所または営業部門の給仕、その他造船現業と直接関係のない仕事。

III 特に危険な性質のため、どんな場合にも年少労働者は従事させてならない作業の種類⁹⁾

A) 外板上のすべての組立作業および船體または上部構造上の組立作業の一部——重量物の拘揚取扱いを含む。

B) 組立中および進水後のすべての艤装作業——重量物の揚重取扱いを含む。

C) 重量物の拘揚取扱いを含む船體修理の作業、およびタンク清掃の作業。

D) 進水臺または船臺の建造または準備の作業——大工、船台大工、船大工の仕事を含む。

E) 乾ドックおよび船舶レールを操作する作業。

F) 次のような工場の作業。

1) 板金工場、型材工場および製鐵工場における板曲げ作業、重量物を取扱う作業、および重量打抜

⁹⁾ 日本の法及び規則でも満18歳未満の年少労働者の就業を禁じられてゐる業務が多い。前掲【註3】より【註9】まで及び「女子年少者労働基準規則」第13條の年少労働者の就業を禁じられてゐる危険有害及び業務この勸告基準シリーズNo1,「金屬加工機械操作に關する勸告基準」およびNo3,「鑄造業に對する勸告基準」参照。

機、重量剪断機、重量成形機の操作の作業。

- 2) 床上鑄造、重い鑄杵および鑄物の取扱いのような鑄造工場の重労働、および高温金属の取扱いを伴うすべての作業。
- 3) 木型工場、指物工場および木工場における木工機械の操作。
- 4) 機械工場における重量機械の操作。

G) 塗料の磨碎または乾燥混合、および吹付塗装。

H) 銅材および木材あるいは総組立前の重量部品の運搬または庫入れ。

鑄造業ではどんな業種が年少労働者に適しているか



金属の鑄造は最古の機械技術の一つである。ソロモン寺院の構築に用いられた青銅の柱は、ソロモン王がエルサレムにつれて来たフェニキアの職人によつて鑄造されたものである。フェニキアの職人は當時の最もすぐれた職人であつて、金、銀、真鍮、鐵、石材、木材のどれを使う仕事にも熟練していた。

或種の鑄造作業は本来危険であり、他の鑄造作業は年少労働者にとつて危険である。このリーフレットは年少労働者にとつて非常に危険有害な業務と比較的安全と考えられる業務とを示

【注】¹⁾米國においては、合衆國「公正労働基準法」によつて、労働者の最低年齢は満16歳、保護年齢は満18歳未満と規定されている。

日本においては最低年齢は満15歳、保護年齢は満18歳と「労働基準法」第56條および第57條に規定されている。このリーフレットにおいて「年少労働者」という場合は、米國の前記法満18歳未満、満16歳以上のものを指しているが、これを日本の場合とすれば、「労働基準法」による満18歳未満、満15歳以上のものに相當するわけである。このことを特に留意してこのリーフレットを読んで頂きたい。

²⁾「労働基準法」第63條に基づく「女子年少者労働基準規則」第13條の18歳未満の年少労働者に就業禁止されている危険有害業務のうち、鑄造業に關係のあるものは凡そ次の通りである。

①第5號アセチレン溶接装置の作業主任者、②第11號金屬溶解罐等の作業主任者、③第14號乾燥室の作業主任者、④第20號パイレン機による鑄物の破壊、⑤第32號岩石鐵物等の破碎機に材料を送給する業務、⑥第38號有毒ガス、蒸氣、粉塵等を發散する場所、⑦第44號塵埃または粉末を著しく飛散する場所、⑧第46號多量の高熱物體の取扱ひ、および著しく暑熱な場所、⑨第45號有害放射線にさらされる業務等。

している。それは年少労働者の安全使用に關する三方針の一つである「最も危険の少ない仕事に使え」³⁾という原則の實際の應用を示しているものである。

鑄造作業の危険有害（粉塵とガスによる健康上の有害を含む。）は、適當な技術的方法と安全實施によつてその大部分を抑制または除去することが出来る。危険有害を抑制するには、粉塵とガスの除去⁴⁾、機械類の安全裝置⁵⁾、上手な作業場管理⁶⁾、個人用防護具の裝用⁷⁾が必要である。危険有害が有効適切に抑制されない限り、年少労働者を鑄造におけるどんな種類の作業にも使用してはならない。たとえ有効適切な抑制が行われていても、年少労働者は危険有害の最も少い業務にだけ使用しなければならない。次表の提案にはこのよ

【註】 3) このリーフレット「はしがき」参照

なお、このリーフレット原文の中の一冊に「年少労働者の安全使用に關する勸告基準」というのがあつて、この一般的な三方針について詳細に述べられているが、日本語版は未刊である。

4) 「労働基準法」に基づく「労働安全衛生規則」第3篇第1章には、有害物の粉塵ガス等の除去、防止、立入禁止、標示などの基準が示されている。

5) 同規則第1篇第3章には、機械器具の安全裝置、第4章には、機械器具の性能検査、また第2篇第3章には、安全裝置の認可の基準が示されている。

6) 同規則第1篇第1章には、安全管理、第2章には、衛生管理の基準が示されている。

7) 同規則第2篇第3章および第3篇第2章には、保護具その他の基準が示されている。

うな危険有害の最も少い業務の例が示されている。なお比較的安全と考えられる業務の中にも、重量物運搬あるいは他の重労働の作業が含まれていることがあるから、年少者が餘りに困難な作業に就くのを許さないように、極めて細心な注意を拂わなければならない。

鑄造工業は生産方法によつて二つのタイプに區別される。——即ち製品鑄造と加工鑄造とである。製品によつて四種類に分けられる。——即ち鉄鐵、可鍛鐵、銅、非鐵金屬である。この勸告基準による勸告は、二つの生産方法と、四つの製品のすべてに行きわたつている。しかしこの勸告は、マグネシウム化合物の鑄造と型打鑄造とはあてはまらない。それらは別個の産業部門と考えられるからである。

【註】 5) 前掲「女子年少者労働基準規則」第12條には取扱う重量物が次の基準を超える場合の業務が年少労働者に禁じられている。

年齢区分	性別	断 續 勞 働	繼 續 勞 働
満16歳未満	男	1 5 kg	1 0 kg
	女	1 2 kg	8 kg
満16歳以上	男	3 0 kg	2 0 kg
	女	2 5 kg	1 5 kg

9) 前掲本文の各註および「女子年少者労働基準規則」第13條の年少労働者に就業禁止されている危険有害業務を参照のこと。

10) 本表【註1】の粉塵の著しい作業は年少労働者に避けなければならない。

11) 本文【註8】の重量物取扱いの作業は年少労働者に避けなければならない。

12) 前掲規則第34號および85號には、發火性または引火性の物を取扱う發火の危険のある業務、また第37號および第38號には有害性ガス等の取扱いと發散する場所における業務が、年少労働者に禁止されている。

鑄造業における年少労働者に非常に危険な仕事と比較的安全な仕事

部門又は 作 業	著しく危険か若しくは不適当なもの ⁹⁾	比較的安全で一般に適當なもの
砂の準備	砂の粉碎用、混合用又は切削用の機械に關連するすべての作業。	手による混砂、砂の調質、検査及び乾燥。 ¹⁰⁾
鑄 型	衝撃、搗き固め、型返し、壓搾、型抜き機、及び投砂造型機等のあらゆる種類の鑄型機の操作に關連するすべての作業。 大型鑄物製作の章の上間込め型及びビット型造型作業。	小型鑄物製作の際の臺込め及び上間込め型作業。 軽い中子納め。繩張り作業、定盤、鑄型の漏斗、 鑄杓の持ち運び。 ¹¹⁾ ¹²⁾
中子の製作	大型中子の土間込め製作、中子乾燥爐の監視。	中子磨き、組立て、糊付け、黒味塗り、寸法計測、洗浄及びラック塗り等の上中子込め、及び輕量機械に依る中子の製作に關連するすべての作業。心金伸し、中子置場に關する作業。
溶 解	爐及びキューボラ(溶洗爐)の裝入、修理、監視、開口に關連するすべての作業及びキューボラの裏張り。	な し
注 湯 (鑄 込)	取銷工、爐前工、或いは湯運びの起重機運轉等の注湯(鑄込)に關連するすべての作業。	な し

製品の取 出し清浄 及び熱處 理 6)	製品の取出し、砂落し、湯道の切断、研磨、ア セチレンバーナーによる鋸掛け、鍛ダマ成いは 砂の吹付清浄機、轉磨、徑直し、燒鈍し、酸漬 け及びX線検査に關連する作業。動力装置による 大型鑄物の取扱い運搬。	製品の塗装(吹付塗装を除く。) ¹³⁾ 小型鑄物の送り 分け、目方の測定及び手に依る運搬、極類の整 理。
検査及び 製品の搬 出 7)	起重機ホイスト及びその他の動力運搬機の運轉。	検査、員数検査、符號づけ及び小物の荷造り。
木型の製 作 8)	動力によるすべての木工機械の操作は(1938年 公正労働基準法の兒童労働規則に基いて發行さ れた危険業務規則No.5木工機械操作に關する最 低年齢18歳に適用する。)	臺上の木型製作及び手による木型製作、清浄、 鑽紙による研磨、文字書き、ラツク塗り、ペン キ塗り等の木型製作に關連するすべての作業、 (但し木工機械の取扱を除く)木型設場における 作業、 金型製作の場合、金屬加工機械の操作は、金屬 加工機械の操作に對する勤務基準に従わなけれ ばならない。 石膏型製作の作業は同様に比較的安全である。
その他 9)	煉瓦積工、起重機、ホイスト、コンベアの運轉 士、玉掛け工、エレベータ運轉士、動力運搬 機の運轉士、粉碎機工、電氣工、修理工等の業 務。	鑄物工場の外でなされる場合の木枠製造又は修 理工としての作業(木工機械の取扱いを除く。)、 材料及び製品置場の助手、工具室の助手、事務員、 記録工、給仕(雜役)、試験助手。 (湯)からの試料採取を除く。

繊維工業ではどんな業種が年少労働者に適してゐるか



繊維工業の仕事は、一般に危険ではないが、そのうちのある種の仕事は年少労働者に非常に危険である。この勧告は、米合衆国労働省児童局から、年少の未経験労働者を保護し、最も災害の少い業種にそれらを配置するように、繊維工業の雇用主に助言するために発行されるものである。繊維工業で、年少労働者に比較的安全と思われる業種と、非常に危険と思われる業種とが表にされている。

【註】¹⁾ 米国においては、合衆国「公正労働基準法」によつて、労働者の最低年齢は満16歳、保護年齢は満18歳未満と規定されている。

日本においては最低年齢は満15歳、保護年齢は満18歳と「労働基準法」第50條および第57條に規定されている。このリーフレットにおいては「年少労働者」という場合は、米国の前記法満18歳未満、満16歳以上のものを指しているが、これを日本の場合とすれば、「労働基準法」による満18歳未満、満15歳以上のものに相當するわけである。このことを特に留意してこのリーフレットを読んで頂きたい。

²⁾ 繊維工業の業務について、労働基準法および関係規則に規定されてゐる満18歳未満の年少労働者の就業禁止業務、および一般的な安全衛生基準は凡そ次の通りである。

①「労働基準法」第63條に基く「女子年少者労働基準規則」第13條の、第21號汽罐のふん火などの業務。第4號、第10號、第15號、第16號、第17號、第20號の起重機自動車などの取扱の業務。第14號乾燥室作業主任者の業務。第18號高壓電氣の取扱の業務。第19號運転中の原動機等の注油掃除などの業務。第37號有害なものを取扱う業務。第44號じんあい粉末を著しく飛散する場所の業務。第46號多量の高熱物體を取扱いまたは著しく暑熱な場所の業務。第51號病原體によつて汚染のおそれの著しい業務。

同規則第12條の次の基準による重量物取扱の業務等である。(表は末尾にある。)

②「労働基準法」に基く「労働安全衛生規則」第76條には「機械の勞輪、調車商車等で接觸の危険があるものに、覆成は圍を設けなければならないこと、および第173條にはガス、蒸氣、粉じんを發する屋内作業場では空氣のその含有濃度が有害程度にならないように換氣等適當な措置を講じなければならないことが規定されてゐる。

このリーフレットの勧告は、棉花や羊毛を紡織して糸や織物を造つたり、人絹の糸を織物にしたりする工程の一つ以上を行う工場に對して行われるものである。これらの工場のなかには、例えば毛布、靴下、敷布、タオルのような完成縫製品を取扱うものもある。しかしこのリーフレットの提案は、被服業、裁縫業のようなたぐいの被服工業には言及されていないし、またテントや袋類のような非被服加工專業の事業にも適用されない。

年少労働者にとって比較的安全な業務と非常に危険な業務

それに従つて年少労働者の業務配置を行うように、特殊の危険な業務に基いて、次の勧告を行う。もちろん、繊維工場には、極く少數の年少者しかできないような、高度な熟練と経験とを要する業務があるが、それらも、繊維工場の業務を廣く知らせるために、次の表のいずれかの列に入れられている。

繊維工業ではどんな業種が年少労働者に適しているか。³⁾

部門又は作業	比較的 安全 な も の	著 し く 危 険 な も の
荷 受 原 棉 原 毛 倉 庫	箱を開けたり、軽い材料を格納するよ うな軽作業、その他事務的なもの	大包、油罐、自動車、樽および重い箱 の取扱い、昇降機、荷造機械、あるいは積重ねに使用するような機械揚直装 置の操作

開 依 作 業	な し	すべての開依作業
選 毛 混 毛	選毛、混毛、混棉の作業	洗毛作業および混棉、混毛装置の作業
混 棉 炭 化	な し	炭化および乾そうの作業
打 棉	な し	打棉室のすべての作業
梳 棉	簾(スライバー)およびケンスをはめ込 んだりとり除いたりする作業及び掃除	その他の梳棉室のすべての作業
連 篠	すべての作業	な し
粗 紡	すべての作業	な し
精 梳 棉	ラップやケンスをとりつけたり、とり 除いたりする作業	スライバー、リボン捲機、精梳機の作 業
精 紡	ミュール精紡の玉揚げ作業、その他の 精紡のすべての作業	ミュール精紡の場合は玉揚げ以外のす べての作業

捲糸、撚糸、整経	ワーバーやビーマーを取りつけたり外したりする作業以外のすべての作業	ワーバーやビーマーを取りつけたり外したりする作業
糊つけ	なし	糊つけ機の作業または助手 糊の調整の作業
宸通し及び経つぎ	ビーマーやワーバーをはめたりはづしたりする以外の作業	ビーマーをはめたりはづしたりする作業
織布	糸捲工臺持工の作業	織機の臺付け、運轉中の織機の掃除、 ワーバーやビーマーの取り變えの作業
編、裁縫、板ばり	すべての作業	なし
裁断、巻立て、刈込み ローリング、検査	裁断、巻立ておよびギロチン切斷機を使用する作業以外のすべての作業	裁断、巻立ておよびギロチン切斷機を使用する作業
巻立て	なし	すべての作業
濕仕上	なし	すべての作業

マ ー ク 付	な し	すべての作業
折 り 疊 み 作 業	な し	すべての作業
荷 造 り	重量物提舉以外のすべての作業	重量物取扱い作業
染色および仕上げ場	染色場の実験室の作業。 仕上場の検査、札つけ作業	染色場の左表の仕事以外のすべての染色作業およびそれにつづく仕上げ作業
倉庫および發送部門	重量物取扱い、および體力を要する以外のすべての作業	フォーク型起重機、電気トロツコ、クレーン起重機、或はその他の機械仕掛けの起重機または運搬機類の操作作業
工場の機械の調整修理 及び動力室の作業 ³⁾	な し	機械の調整修理および運轉中の機械の注油掃除作業
作業場掃除夫、小使、	すべての作業	な し

³⁾ 同【註】²⁾および同規則第12條および第13條參照

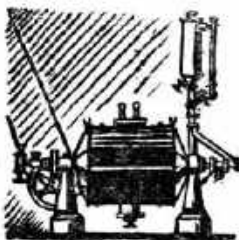
⁴⁾ わが國においては、近代的な紡績工場では、ビーマー類の取付けや運搬は手押車や天井走行の手動ウインチなどで行つており、取扱いに力を要さないのので、この業務に年少者が従事している工場が多い。

⁵⁾ 同規則第12條、第13條およびこのシリーズ第1號「金屬機械操作に對する勸告基準」參照

【註】^①重量物取扱制限基準表

年齢区分	性別	断続労働	繼續労働
満16歳未満	男	1.5 kg	1.0 kg
	女	1.2 kg	8 kg
満16歳以上	男	3.0 kg	2.0 kg
	女	2.5 kg	1.5 kg

二硫化炭素にさらされる業務ではどんな業種が年少労働者に適しているか



二硫化炭素がおもに使用されるのは、ダيسコース人絹やそれと類似の生產品（ソーセージの包装、セロファンなど）の製造である。相當な濃度の二硫化炭素にさらされると、初期にはごく僅かの、軽い、はつきりとしなない症狀を呈するにすぎないが、ついには重い中毒にかかることがある。現今では、管理方法が進歩した結果、工場で以前のような二硫化炭素の害はなくなつた。事實、産業衛生學者の一

般的な觀察によると、技術と醫學的管理の兩方とも高い水準に發達している近代の工場では、空氣中の二硫化炭素の濃度が、アメリカ基準委員會から提案され、多くの州で承認されている、100 萬分の20という限度以下をふつうに保つてゐるということである。なお、これらの工場では採用検査や定期的身體検査によつて、普通よりも中毒し易い素質の者を二硫化炭素にふれないようにし、また技術管理の適不適を確めるようにしている。

【註】¹⁾ 二硫化炭素に關係のある業務について、勞働基準法および關係規則に規定されている、滿18歳未満の年少労働者の就業禁止業務、および一般的に安全衛生基準は凡そ次のとおりである。

(1)「勞働基準法」第63條に基づく「女子年少者勞働基準規則」第13條 第35號には、「二硫化炭素」を含む引火性の物を取扱う業務、第37號には、有害なものを取扱う業務、第38號には、有害なもののガス、蒸氣もしくは粉じんを發散する場所の業務に、滿18歳未満の年少労働者の就業を禁止されている。そして、昭和23年8月12日付、および同

年10月1日附、労働省より都道府県労働基準局宛通牒には、この「有害なもの」には二硫化炭素が含まれ、そしてこれらを「取扱う業務」とは、これらのものが直接人体に接触した接觸し易い業務をいい、これらの「發散する場所」とは、作業場の空氣中に「二硫化炭素」の場合は一立方メートル中20ミリグラムの限度以上を含む場所とされている。そしてわが國ではこのような人絹工場はほとんどない。

(4) 同法第5章に基く「労働安全衛生規則」第48條および第49條には、有害物を取扱う業務。「二硫化炭素」など有害物のガス、蒸氣または粉じんを發散する場所の業務などに常時使用する労働者については、雇入れの際、および毎年二回定期的に健康診断を行わなければならないことが規定されている。

(5) 同規則第55條には「二硫化炭素」などの製造又はこれを取扱う業務を行う事業を危険または衛生上有害な事業と指定されている。

(6) 同規則第1章には衛生上有害な作業や作業場の改善、換氣、有害條件發生防止、立入禁止、など、第2章には保護具の備付、使用など、第7章には作業場外の休憩設備などに關する基準が規定されている。

2) ヴィスコース人絹工場で、二硫化炭素にさらされる恐れのある部門に、年少労働者を使用しないようにしていることは賢明なことであると、世人も一般にそう考えるようになってきた。

児童局では、このリーフレットによつて、二硫化炭素にさらされる恐れのあるために、そこに年少労働者を使用してはならないと考えられる業務の例と、年少労働者を使用しても安全で適当な業務の例とを示している。

二硫化炭素にさらされる部門に年少者を使用しないという、現在ヴィスコース人絹工場で一般に行われている方針は維持されなければならない。そして年少労働者は、二硫化炭素にさらされない部門の種々の業務に使用することが必要である。

次の表は、一つの例示であつて、必ずしもすべてを盡しているものではない。

I. 年少労働者は、次に示す作業場または業務に使用するのが適當である。

A) 仕上糸のコーン巻、スプール巻、撚糸の繰取り

B) 仕上糸のコーン繰、ボビンの検査

C) コーンおよび錠の包装

2) 米國においては、合衆國「公正労働基準法」によつて、労働者の最低年齢は満16歳、保護年齢は満18歳未満と規定されている。

日本においては、最低年齢は、満15歳、保護年齢は、満18歳未満と「労働基準法」第56條に規定されている。このリーフレットにおいては、年少労働者という場合は、前記の米國の法律による満18歳未満満16歳以上のものを指しているが、これを日本の場合とすれば「労働基準法」による満18歳未満満15歳以上の者に相當するわけである。このことを特に留意してこのリーフレットを読んで頂きたい。

3) 前掲【註】1) 参照

- D) 仕上糸の運搬
- E) フィルターの布巻き
- F) 紡糸口の組立
- G) 工作⁴⁾—但し既に最低年令満18歳が適用される業務を除いて
- H) 倉庫
- I) 荷役⁵⁾
- J) 実験室の業務

⁴⁾ 前掲「女子年少者労働基準規則」第13條、およびこのリーフレットNo.1「金屬加工機械の操作に対する米國の勸告基準」参照

⁵⁾ 同規則第12條には次の基準を超える重量物取扱いの業務が満18歳未満の年少労働者に禁止されている。

年 齡 区 分	性 別	降 級 勞 働	繼 續 勞 働
滿 16 歳 未 滿	男	1 5 k g	1 0 k g
	女	1 2 k g	8 k g
滿 16 歳 以 上 滿 18 歳 未 滿	男	3 0 k g	2 0 k g
	女	2 5 k g	1 5 k g

なお、その他、同規則第13條の第4號、第10號、第15號、第16號、第17號、第20號には、起重機類および自動車などの操作の業務が年少労働者に禁止されている。

K) 事務室の仕事

Ⅰ. 年少労働者は、次に示す二硫化炭素にさらされる作業または業務に使用してはならない。⁸⁾

A) 二硫化炭素の取扱い

B) チャーン室

C) 混合室

D) 熟成濾過室

E) 紡糸室——ポンプ検査、フィルター取替、その他紡糸室内でするすべての業務

F) 酸浴の回収、酸度調整、およびそれらに關係ある工程

G) ケーク室

H) ケーク、繩およびボビンの洗滌

I) ケークの包装

J) 未處理ケークおよびボビンの運搬

8) (1)前掲【註】¹⁾参照

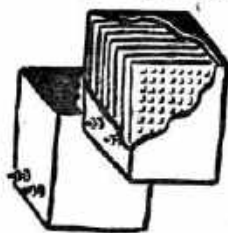
(2)わが國の生産技術と衛生管理のよい工場では、二硫化炭素の濃度が100萬分の4容量内外を保っているので、チャーン室、紡糸室、およびリーリング室などで、キャップの取換、フィルターの取換、未處理ケークの包装、未處理糸の繰返しなどの作業に多くの年少労働者が従事している。

K) 未処理糸の繰取り

もしも第1表に入っている業務でも、それが、第2表に入っている作業場であるものであれば、それは年少労働者を使用してはならない方に入れなければならない。例えば、紡糸室で直接にフィルターの布巻をする場合などである。

他の工業の業務にも、同様な分類のタイプが適用する。二硫化炭素が発生する仕事場では、年少労働者を使用しないことを守らねばならない。ゴム製造工業またはゴム製品修理工業でも、二硫化炭素の使用される仕事場、あるいは二硫化炭素に浸したばかりの材料をすぐに乾燥したり取扱つたりする室には、年少労働者を使用してはならない。また例えば、穀物容器の殺菌のように、二硫化炭素が戸外で使用されるときでも、この作業をする仕事には、年少労働者を使用してはならない。

鉛工業および鉛使用工業ではどんな業務が年少労働者に適してゐるか



鉛は、工業に廣範圍に使用されている。そして、鉛害防止の管理が著しく進歩したにもかかわらず、いまでも鉛は、職業病の原因となつてゐる。

現在相當數の年少労働者がこの種の工業に使用されており、それらのついでに業務の多くは、かれらに適しており、また、相當に安全であるが、なかにはそうでない業務もある。そういう不適當な部類には、鉛の粉じんや蒸氣にさらされる業

務が含まれている。

【註】¹⁾ 米國では、合衆國「公正労働基準法」によつて、労働者の最低年齢は、滿18歳、保護年齢は、滿18歳未満と規定されている。日本では、最低年齢は、滿15歳、保護年齢は、滿18歳と「労働基準法」第56條に規定されている。このリーフレットで「年少労働者」という場合は、米國の節記法による15歳以上滿18歳未満の者を指しているが、これを日本の場合とすれば「労働基準法」による滿15歳以上滿18歳未満の者に相當するわけである。このことを特に留意してこのリーフレットを読んで頂きたい。

²⁾ 鉛あるいは鉛化合物に關係のある業務で、「労働基準法」および關係規則に、滿18歳未満の年少労働者の就業を禁止されてゐる危険有害業務、および一般的な安全衛生基準は、凡そ次の通りである。

(1) 「労働基準法」第63條に基づく、「女子年少者労働基準規則」第13條第38號には、鉛など有害なもの、ガス、蒸氣もしくは、粉じんを發散する場所の業務に年少労働者の就業が禁止せられてゐる。

同法第5章に基づく「労働安全衛生規則」第48條には、鉛など有害物のガス、粉じん、蒸氣などを發散する場所の業務などに常時使用する労働者は、雇入れの際および毎年二回定期健康診断を行わなければならないことが規定されている。また、同規則第1章には、衛生上有害な作業や作業場の改善、換氣、有害條件の發生の防止、有害場所の立入禁止など、第2章には、保護具の備付、また、使用させなければならないことなど、第7章には、作業場外に休憩設備を備えなければならないことなどに關する基準が規定されている。

10立方メートルの空氣中に、1.5 ミリグラムの含有量が、鉛の^㉞恕限度として一般に認められているが、これは、製造技術がうまく行つてゐることを表わしてゐるし、また、成年労働者の場合には、よほど過敏な者でない限り、比較的安全な労働環境を示しているものといふことができる。しかし、年少労働者は概して成年労働者よりも敏感であるし、また、鉛やその化合物の害を避けるに必要な安全方法や自身を清浄にすることについての知識が乏しいようである。

熟練労働者は、概して、この種の業務に身體的にも適應してきており、また、経験と注意深い業務の習慣から自己防護の用意もできているものである。

年少労働者の配置について、職業病の危険から保護するように配慮すれば、それは、年少労働者自身の福祉を増進するばかりでなく、工場の労働需要を充たしやすくし、また、社會的にもこの種の工業に適する年少労働者を増加することにもなる。

㉞ 昭和23年8月12日付労働省より各都道府縣労働基準局宛通牒によつて、有害なガス、蒸氣、粉じんを發散する場所とは、鉛の場合、作業場の空氣1立方メートル中に0.5ミリグラム以上を含んでいる場合をいうことが規定されている。そして、「恕限度」とは、空氣中のこのようなガス、粉じん、蒸氣などの浮遊濃度の衛生上許容される最大限度をいう。

I. 年少労働者を使用してはならない業務⁹⁾

次の表は、例示であつて、すべてを盡しているものではない。

1. 白鉛あるいは鉛の鹽類又は酸化物の生産に関する業務。

鉛の鹽類あるいは酸化物の製造工場では、相當な濃度の鉛の粉じんの飛散している作業場がある。それらの工場には、たとえば、白鉛を油に混ぜて粉碎する業務などのように、その業務自身は鉛の粉じんや蒸氣をとまなうものではなくても、他の業務の部門で發生する粉じんなどに曝されることがある。したがつて、製造工程の業務には一さい有害の可能性があるから、年少労働者は事務所以外の業務にはつけてはならない。事務所ならば完全に遮斷されていて、有害な程度の鉛の粉じんなどに汚濁されるおそれがないからである。

2. 鉛の鹽類あるいは酸化物が使用され、空氣中に鉛の粉じんが飛散するような作業場の業務。

A) ゴム、塗料、鉛を含有する殺虫剤、リノリウム、その他鉛の化合物を含有する製品の製造工場における化合および加熱混合。

B) 蓄電池の製造。¹⁰⁾

9) 前掲【註】¹⁾ および、「女子年少者労働基準規則」第13條參照。

- C) 鉛を含有する釉薬を製造および使用し、また、鉛を含有する顔料を使用する陶器製造。
 - D) 鉛を含有する材料を使用する吹付塗装および珐瑯引。
 - E) その他蓄電池の修理、再生、廃品処理、鉛被覆面の砂吹付などのように鉛の粉じんが飛散する業務。
3. 金属鉛が常に溶融状態で使用される業務。
- A) 鉛の燃焼。
 - B) ケーブルの被覆。
 - C) 印刷業の活字の鑄造やこれに類する業務。
 - D) 鉛臺軸承合金の鑄造。
 - E) 鉛被覆金属の熔斷。
 - F) 生産工程の一部として絶えず行われるハンダ付。
4. 四エチル鉛に関する業務。

II. 年少労働者に適当な業務⁸⁾

鉛の鹽類または酸化物が、溶液または懸濁液として完全に結合されているか、あるいは、不透過性の容器中にある場合には、その取扱いはとりたてて害にはならない。しかし、この場合の作業場は、鉛化合物が乾燥状

態で使用される作業場から遮断され、とくに空気中に鉛が含まれていないように作られていなければならない。全く鉛を取扱わず、しかも全く遮断されている作業場の業務ならば一層適當である。そのような條件の業務の例を示せば次のようなものである。

1. 塗料工場の容器充填とレッテル貼り。
2. 蓄電池箱のマーク付と検査。
3. 出荷部門の業務。
4. 機械場、木工場、その他の職場で現行法の就業禁止にあてはまらない業務。

⑥ 前掲規則第12條には、次の基準を越える重量物の取扱いが、満18歳未満の年少労働者に禁止されてゐる。

年 齢 區 分	性 別	断 續 勞 働	繼 續 勞 働
満 16 歳未満	男	15 kg	10 kg
	女	12 kg	8 kg
満 16 歳以上	男	30 kg	20 kg
満 18 歳未満	女	25 kg	15 kg

なおその他、同規則第13條の第4號、第10號、第15號、第16號、第17號、第20號には、起重機類の操作、自動車などの運転の業務が年少労働者に禁止されている。

⑦ 前掲「女子年少者労働基準規則」第13條、および本リーフレット No1、「金屬加工機械の操作に對する勸告書」参照。

5. 実験室の業務。

6. 事務所の業務。

鐵道ではどんな業種が年少労働者に適しているか。



鐵道のあるタイプの業務は年少労働者¹⁾に比較的安全に従事できるが、しかし鐵道には年少労働者を使うことが不適當な業種²⁾も多い。ある鐵道の業務は年少者には危険すぎ、また多數の人の安全に對する年少労働者には重すぎる責任を負わねばならない業務が澤山ある。

このリーフレットは、年少労働者を最も危険の少い業務に配置するように鐵道に助言するために、アメリカ労働省兒童局から發行されるものである。比較的安全と普通に考えられている業務と、ある種の鐵道業務に使用できる年少者の最低年令に關する州法が列舉されている。[※]なおその他作業宿舍における年少労働者の業務についても示唆が與えられている。このリーフレットは、年少労働保護のた

【註】 1) 米國においては、合衆國「公正労働基準法」によつて、労働者の最低年齢は滿16歳保護年齢は滿18歳未満と規定されている。

日本においては最低年齢は滿15歳、保護年齢は滿18歳と「労働基準法」第56條に規定されている。このリーフレットにおいて「年少労働者」という場合は、米國の前記法滿18歳未満、滿15歳以上の者に相當するわけである。このことを特に留意してこのリーフレットを読んでいただきたい。

2) 鐵道に關係のある業務について、労働基準法および關係規則に規定されている滿18歳未満の年少労働者の就業禁止業務、および一般的な安全衛生基準は凡そ次の通りである。

(4)「労働基準法」第63條に基づく「女子年少者労働基準規則」第18條には、満18歳未満の年少労働者に次の業務が禁止されている。

第1號汽罐のふん火その他取扱いの業務。第16號の動力による軌道運轉機關の業務。第18號の高圧電線路およびこれに屬する電気機械器具取扱の業務。第26號の操車場構内における軌道車輛の入換の連結又は解放の業務。第27號の軌道内であつて、ずい道の内部、見透距離4百メートル以内又は車輛の通行頻繁な場所における單獨の業務。第46號の多量の高熱物體を取扱う業務および暑熱な場所における業務。同規則第12條には、次の基準で重量物の取扱いが年少労働者に禁じられている。

年 齡 區 分	性 別	斷 續 勞 働	繼 續 勞 働
満 16 歳未満	男	1 5 k g	1 0 k g
	女	1 2 k g	8 k g
満 16 歳以上	男	3 0 k g	2 0 k g
満 18 歳未満	女	2 5 k g	1 5 k g

(5)労働安全衛生規則第46條には、6ヶ月以上の経験を経ない者は、操車場構内における軌道車輛の入換、連結又は解放の業務、(60時間以上の正規の訓練を経た者については、これを除く。)第44條には、免許を受けた者でなければ汽罐のふん火その他取扱の業務、第45條には、技能を選考した上指名した者でなければ動力による軌道運輸の業務については、就業が禁止されている。

めに労働省から提唱された三つの方針の一つ——最も危険の少い業種に使用せよ——に関する手引として與えられるものである。(※この譯文には省略されている)

I. 年少労働者に比較的安全な業務^{(3) (4)}

次の鐵道業務の表は、年少労働者に適當と普通にみなされているものを示している。この業務は州間通商委員会の業務分類から選んだものである。この表は年少労働者に適するすべての業務を列挙したものではなく、比較的安全に彼等を使うことのできる業務のタイプを示したにすぎない。この分類の中のある業務は、例えば、重量物を持ち上げることが必要であつて、年少者には不適當かもしれない。同じ名稱の業務の中に種々の變つた作業の種類があつたり、個人の身體的能力が異つていたりするので、年少者を身體的に適した業務につけるように注意しなければならない。

1. 専門的、事務的、一般的業務

A) 事務員

(3) その他「女子年少者労働基準規則」第13條の滿18歳未満の年少労働者に就業を禁止されている危険有害の業務および第12條の重量物取扱ひ業務を参照のこと。

(4) このリーフレット「はしがき」参照。なお、このリーフレット原文の中の一冊に「年少労働者の安全使用に関する勧告基準」というのがあつて、この一般的な三方針について詳細に述べられているが、日本語版は未刊である。

(4) 前掲【註】²⁾ および「女子年少者労働基準規則」第12條、第13條参照。

B) 雑務掛(小使および掃除夫)

C) 事務所の機械装置の操作

D) 給 仕

E) タイピスト

F) 電 話 掛

G) 改 札 掛

2. 保線および建築

A) 臨時工手

B) 道路保全工手(線路および車道上を除く)。

C) 塗装工および塗装助手(橋梁および足場上を除く。)

3. 施設および工場の維持

A) 見習技工

B) 客車掃除夫

4. 運輸(列車、機関車、操車場を除く)。

A) 小荷物掛、手荷物掛および驛手

B) 食堂給仕、宿舎のコックおよび助助手

C) 放送計量封印および取扱い注意貨物の監視

D) 電信掛および電話掛（列車運轉に關係のある命令の傳達、送受信を除く）。

E) 車 掌

その他のタイプの業務、特に火夫、列車手、運結手、等のように列車の運轉に關係のある業務は、従事する者自身が災害をうける恐があるばかりか、他の人々の安全に對する責任も負わねばならないので、一般に年少労働者には不適當と考えられる。

年少女子の使用されているところでは、事務所の仕事、倉庫の事務員給仕などのような業務に限つて使用し、しかも、健康や安全を害することのないような條件のもとに働かせなければならない。

5. 作 業 宿 舎⁶⁾

鐵道従業員で、特に線路の敷設や保全に従事している者には、作業宿舎に宿泊している者が多い。そこでは年少労働者は成人労働者と離して、小さいグループにして生活させる方がよい。そして宿舎の衛生管理は州の規定通りにしなければならない。また管理者や掃除、食堂、洗濯などの擔當者をおいたり、年少労働者の健康や福祉のために、宿舎と餘暇時間の行動を監督するための相談者をもうけたりしなければならない。

⁶⁾ 前掲法第10章に基づく「事業附屬寄宿舎規程」参照のこと。

い。なお手軽なリクエーションの計画は、できるだけ年少者自身に自主的に創らせるようにした方がよい。

次に参考までに掲げるわが国の国有鐵道の年少労働者の就業禁止業務基準には、このアメリカの勧告基準と同様に、鐵道業に働く年少労働者の保護についての基本的な原則が示されていることに留意しなければならない。年少労働者を使うときには、アメリカの勧告基準と、最低基準であるわが国の國鐵の基準のどちらにも、同じ様に従うことがのぞましい。

わが国の国有鐵道における年少労働者の就業禁止業務の範圍は、昭和22年8月16日附運輸省より管内各鐵道局宛の通牒「労働基準法施行に伴い就業禁止となる者の取扱いその他について」によつて次の通りに定められている。

危険業務、有害業務及び重量物取扱業務の範圍（鐵職職第156號一別表1）

（1）危険業務

危険業務とは、経験の有無にかかわらず、また、原因の如何にかかわらず災害が発生した場合受災者は、生命を失うか、あるいは、長期にわたつて労働能力の喪失を來たし、しかも、かかる災害の發生件数が相當多數に上つてゐるような業務をいう、これの決定にあつては主として業務上傷病原因別調の職名別災害率及び同伴数を参考として且つ各職の具體的内容を勘案して査定した。

（1）運轉系統

（イ）機車係

（ロ）連結手（連結擔務の驛手を含む。）

（ハ）架線構内手（（イ）（ロ）（=）の作業をする場合）

（=）次の作業をする場合の轉轍手

入換機配置驛における現場扱の轉轍器の取扱い作業

（ニ）次の作業をする場合の車掌

貨物列車乗務にして行う構内入換作業

(へ) 次の作業をする場合の車號掛

列車回数頻繁な構内においてする發着中繼車の記帳作業

(ト) 火手、水手、副罐手、船匠

(2) 運轉系統

(イ) 機關助手、同見習

(ロ) 次の作業をする場合の客貨車掛、電車掛

(1) 組立驛及び中繼驛における列車、電車の検査

(2) 電車の解結作業

(3) 施設系統

次の作業をする場合の保安掛、線路工手、工事工手、建築工手、營林工手

1. 次の場所における軌道上作業

(1) 電車區間及び複線以上の區間で列車回数が勤務時間中平均1時間1線2回以上の場所

(2) 入換機配置驛で入換回数頻繁な場所

(3) 隧道内

(4) 高さ5米以上の橋梁上

(5) 見透距離が400米以下の場所

2. 次の場所において軌道上單獨作業

(1) 前項の場所

(2) その他の本線上(列車回数1時間2回以上)

3. 高さ5米以上の足場不安定な高所においての作業

4. 35度以上の斜面に於いての營林作業及び徑30cm以上の材木伐採

5. 暴風雨雪中の線路警戒

6. 爆破作業

(4) 電気系統

(1) 次の作業をする場合の電気保安掛、電機保安手、電機掛、電気手、電力工手、通信工手

(イ) 高圧活線作業

(ロ) (3) の 1. 2. 3. 及び 5 の作業

(2) 次の作業をする場合の車電掛、車電手

列車回数頻繁な構内においてする車輛電気設備の点検修理等の作業

(5) 工作系統

次の作業をする場合の技工、同手傳及び工場工手（他系統における技工もこれに準ずる）

(1) 運轉中の機械又は動力傳導装置の危険な部分の掃除、注油検査又は修繕

(2) 運轉中の機械又は動力傳導装置に危険な方法によつてなす調帶、調索の取付、取外し

(3) 汽罐の焚火、給水弁、汽弁の開閉又は安全弁の取扱い

(4) 電動機（高圧大形）變壓器の取扱又は高圧活線の接續

(5) 鋸機による製材

(6) 金屬の熔接又は溶接並びにトリベの手持運搬

(7) 高さ 5 米以上の足場上作業

(6) 前項の作業に準ずる作業に従事するもの

(7) 動力による起重機の運轉に従事するもの

(8) 揮発性、發火性又は引火性の料品の取扱に従事するもの

(9) 災害時における特に危険な應急復舊作業に従事するもの

(2) 有害業務

1. 硫酸、鹽酸、鉛等の有害なる料品を取扱う作業

2. 有害なる物質の粉塵、有害なガスや蒸気が濃厚に發散する作業場における作業

3. 高温もしくは高壓場所における作業

(3) 重量物取扱業務

1. 次の作業をなす場合における荷役手

貨物中継の荷物作業

2. その他の断續的に50キロ、繼續的に30キロをこえる重量品の積卸又は運搬をなす作業

(以 上)

パルプおよび製紙業ではどんな業種が年少労働者に適しているか



このリーフレットは、年少労働者¹³にはどんな業種が適しているか、あるいはどんな業務に危険が多いかについて、雇用主に手引をあたえてこれを援助する意図のもとに、アメリカ合衆国労働省児童局から発行されるものである。このリーフレット集の一つ「年少労働者を安全に使用するための勧告基準」¹⁴には、
(1) 最も危険の少ない業務に使用すること、(2) 安全で健康な職場を興えること、

【註】 1) 米國に於ては、合衆國「公正労働基準法」によつて労働者の最低年齢は満 16 歳、保護年齢は満 18 歳未満と規定されている。日本に於ては、最低年齢は満 15 歳、保護年齢は満 18 歳未満と「労働基準法」に規定されている。

日本に於ては、最低年齢満 15 歳、保護年齢は満 18 歳未満と「労働基準法」第 56 條に規定されている。

このリーフレットにおいては、「年少労働者」と云ふ場合は、前記の米國の法律による満 18 歳未満、満 16 歳以上のものを指しているが、これを日本の場合とすれば、「労働基準法」による満 18 歳未満、満 15 歳以上のものに相當するわけである。この事を特に留意してこのリーフレットを読んで頂きたい。「労働基準法」第 42 條第 46 條に基いて「労働安全衛生規則」第 1 篇第 3 章及び第 2 篇第 2 章には安全装置の認可、機械の性能検査及び安全装置の基準が定められている。

2) このリーフレット集日本版 No. 11「年少労働者安全使用に関する勧告基準」参照。

(3) 充分な訓練と行きとよい監督を行うこと、と云ふ三つの原則を採用することによつて、年少労働者がどんなにして災害からまもられるかといふことを述べている。このリーフレット、すなわち「バルブおよび製紙業に對する勸告基準」は、その第1の原則によつて手引を與えるものである。

年少労働者を安全に使用しようとするれば、安全で健康な職場を整備しなければならない。これには設計のよい建物、充分な床面積、適當な照明および完全な換氣が必要である。またそれには完全な床、はつきりと區切られ整えられた通路および屑の處理などについての良好な屋内整理も含まれている。それらにもまして機械や装置の適當な安全裝置が必要である。

年少労働者の安全にたいして特に影響する事柄として、熟練工によつて充分な指示と行きとよい監督が與えられなければならない。全く職業の經驗をもたない學校から入つて來たばかりの少年少女にとつては、工場は全く新しい環境である。未経験の労働者には、かれらが安全に働く方法を覚え、また安全な方法を正しく實行できることを、監督者が確信するまでは業務につけてはならない。

年少者は元來冒險好きなるものであるから、安全裝置や防護裝置を使用したがらなかつたり、重すぎるものを持ち揚げようとし、あるいは廻轉中の機械の掃除や注油をしようとしてみたり、その他荒つぱいことをしたがるものである。もしも嚴重な監督をしなければ、かれらは過勞に陥り、また疲勞から災害を招いたり、あるいはそれを長くつづけていると健康を害したりするものである。かれらは年長の經驗のある労働者から

特別な個人的な指示や仕事の割當をされなければならない。

このリーフレットの勧告は、パルプ、紙およびボール紙の製造業に關するものである。紙を加工して紙製品、プラスチックあるいは亜延屋根ふき紙のような製品をつくるもの、すなわち製紙工業の産業部門に入らないものは含まれない。

I 年少者に不適當な業務

パルプ製造および製紙業のある種の作業は危険であり、特に年少労働者には危険が多く、そのような業務には年少者を使用してはならない。年少労働者を安全に使用するには、ある特別に危険のともなう作業に年少労働者を近づけないようにすることが必要である。したがつて、次に示すような常にはげしい危険をともなう作業や業務に年少労働者を使用してはならない。

1. 次のような場所の作業

- (A) 水槽、平水槽、凹所、ボイラー、貯水槽のような囲まれた場所の内部。
- (B) 作業位置から高さ 42 インチ以上の囲いまたは柵のない場合の水槽、平水槽あるいは水管の上、または周圍。
- (C) 作業者の肩以上の深さのある堀穴の内部。

- (D) 動力室または電動装置のある場所。
- (E) 材料貯水池の周囲。
- (F) 柱又は架線上の作業。

2. 次のような機械や装置の周囲の作業

- (A) 覆のない歯車、チェーン止め、チェーン、調車、クラッチ、軸、送風器。
- (B) 防護装置のない機械装置の双物。
- (C) 鋸機、割木機、および木材加工機。(碎木機、削片機、剥皮機、を含む)
- (D) 異常圧力の蒸気、水あるいは空気を調整する装置。
- (E) 防護装置のない裁断機または化粧裁断機の尖端。
- (F) 種々の紙通し類。

3. 次のような工程に含まれる作業

- (A) 電気装置の修理又は維持。
- (B) 足場の組立および足場上の作業。
- (C) 石炭の積下し(手でシャベルを使うものを除く)。
- (D) 運轉中の機械の掃除および注油。

- (E) 有毒ガス及び腐蝕性物質の取扱い。
- (F) 故紙、チップあるいはボロを蒸煮する工程の作業。

4. 次のような機械または装置の操作

- (A) エレベーター。
- (B) 針縫用、切断用あるいは穿孔用機械（操作部分に危険のないものを除く）。
- (C) 噴霧塗機（スプレーガン）。
- (D) 研磨盤（低速磨石を除く）。
- (E) 硫酸紙製造機、詰物用木屑細断機、蠟引および塗磨機。
- (F) 電力原動装置（低圧の電電帯あるいは接續器を操作する場合を除く）。
- (G) 動力によるクレーン、ホイスト、リフトあるいは電動運搬車。

II 年少者に比較的^の安全な業務

パルプおよび製紙工場のある種の業務は特別な危険は比較的少く、そして年少労働者に比較的安全である。業務の危険は工場によつてそれぞれかなり異つていたので、各々の業務は現場の状況と照し合はせて注意深く研究されなければならない。年少者は危険にさらされないような場所と、かれらの体力と身體の發達

に適應した業務にだけ使用されなければならない。次に示すのは、年少労働者に大抵の工場で比較的安全と考えられる業務の例である。

1. 貯 木 場

細くて軽い4フィートものパルプ材の手搬。パルプ材を積重ねたもの又は積重ねた車上で列べたり揃えたりする事——但し張出し、滑り棒またはクレーンやバケットの様な繫揚げ装置を使用しない場合。書記、水運び給仕、計量係、選材係、引合係、整頓の業務。

2. 調 木 室

選材、木材の手洗およびその他普通の整理整頓の作業。

3. 碎 木 工 場

木片の手扱い、皮剥ぎ、トロツコ押、パルプの山積み、人造磨石による碎木濾過器の清掃、一般の整頓作業。

4. 化學パルプ工場

石灰石の手扱い。トロツコ押、皮剥き、パルプの積上げ、濾過機の洗滌及び一般の整頓の作業。

5. 故紙回收部門

振別、貯蔵、計量、故紙の手扱い。洗滌機及び濾過機の掃除および一般の整頓作業。

6. 叩 解 室

叩解機に原料、破損紙、故紙を供給する叩解助手。原料取扱いの作業。破損紙取扱いの作業。

7. 抄 紙 室

掃除、破損紙の取扱い、およびロールへ差込む業務などは機械に接近しなければ安全に従事することが出来る。

8. 仕 上 室

廻轉切斷機の後部助手。驗紙。紙の選別、計算、検査。包装及び紐かけ、荷造と封印、ロール紙の包装とひもかけ、あて紙の上で紙を選別し重ねること。およびその包装及び紐かけ。大きさと重さが作業者に適當な程度の紙の荷物のトロツコ運搬。破損紙の包装、ロール紙や紙束あて紙に印を付ける作業、引合係、穿孔機の取扱い。事務的な業務。

9. 倉庫および發送部門

手押車押し、紙束、ボール紙、あて紙などの手押車による積下しおよび運搬。車の掃除や整頓などの業務は比較的安全と考えられる。

10. 試 験 室

パルプ、紙、白水などの普通の試験など特に年少者に危険の伴わないもの。たゞしサンプルの採集などをむやみにやらせてはならない。

【註】 3)、4) パルプ及び製紙業での満 18 歳未満の年少労働者に対する危険有害の禁止業務及び一般的な安全衛生基準に關する規定を、労働基準法及び關係規則についてみれば凡そ次の通りである。

1. 「労働基準法」第 63 條に基く、「女子年少者労働基準規則」には次のような業務に年少労働者がつくことを禁じている。第 13 條 (1) 第 1 號の汽罐のふん火その他取扱。(2) 第 4 號起重機運轉。(3) 第 3 號壓縮ガスまたは液化ガス製造装置の作業主任者。(4) 第 9 號危険物の取扱主任者。(5) 第 13 號 30 馬力以上の原動機による制限壓力 2 kg 毎平方 cm 以上の空氣壓縮機械の作業主任者。(6) 第 14 號乾室の作業主任者。(7) 第 15 號積載能力 2 噸以上の人荷共用若しくは荷物用のエレベーター又は高さ 15 m 以上のコンクリート用エレベーター運轉。(8) 第 17 號動力による巻上機運轉又は索道運轉。(9) 第 18 號高壓電線路及びこれに屬する電気機械及び器具の取扱。(10) 第 19 號運轉中の原動機及び原動機から中間軸までの動力傳導装置の掃除、注油、検査、修繕又は調整の掛換。(11) 第 20 號天井走行起重機の玉掛け又は合圖。(12) 第 24 號直徑 25 cm 以上の丸のこ盤又は動輪直徑 75 cm 以上の帶のこ盤の木材送給。(13) 動力によつて運轉する壓機の舍型若しくは切斷機の刃帶の調整又は掃除。(14) 第 37 號有害なもの取扱。(15) 第 38 號有害なものガス蒸氣若しくは粉塵を散放する場所。(16) 第 39 號深さ 5 m 以上の地穴。(17) 第 40 號高さ 5 m 以上の吊足場若しくは棒はりの上又はこれに準じる高所。(18) 第 41 號丸太足場の組立又は解体——但し地上の補助作業を除く。(19) 第 44 號土石鉄毛等の塵埃又は粉塵を著しく飛散する場所。(20) 第 46 號多量の高熱物體の取扱いあるいは著しく暑熱の場所。(21) 第 51 號病原體によつて著しく汚染のおそれ著しい業務。(22) 第 53 號焼却清掃又は居候(23) 又第 12 條によつて、重量物を取扱う業務が次の基準を超えてはならない。

年 齡 區 分	性 別	断 續 勞 働	繼 續 勞 働
滿 16 歳未満	男 女	15 kg 12 kg	10 kg 8 kg
滿 16 歳以上 滿 18 歳未満	男 女	30 kg 25 kg	20 kg 15 kg

2. 「労働基準法」第 5 章に基く「労働安全衛生規則」には次の様な基準が示されている。(1) 第 1 篇第 1 章には安全管理第 2 章には衛生管理の基準。(2) 同篇第 3 章には機械器具の安全装置、第 4 章には機械器具の性能検査。第 2 篇第 8 章及び第 3 篇第 2 章には保護具の基準。(4) 第 2 篇第 4 章には足場。第 5 章には墮落防止の設備の基準。第 3 篇第 1 章には有害物の除去、發生の防止、有害場所の立入禁止の基準、第 6 章には気温湿度に關する基準が示されている。

紙製品製造業ではどんな業種が年少労働者に適しているか



このリーフレットは、紙製品製造業に使用される年労働者¹⁾に對して、比較的安全と考えられる業務と、同じく危険の多い業務とについて述べたものである。

紙製品製造業には、數百種類の紙製品を製造する約 40 種類の異つた工業が含まれている。これらすべての工業のあらゆる業務についてここに論じることが明らかに不可能である。しかし、これらの工業の大部分は同種或は類似の機械を使用し、

業務の大部分も類似しており、また多くの場合に危険も同じである。したがつて、年少労働者に一定の業務が適するか適さないかについての勧告は、少くともその部分については、すべての紙製品製造業に通じるものである。

【註】 1) 米國では、合衆國「公正労働基準法」によつて労働者の最低年齢は滿 16 歳、保護年齢は滿 18 歳と規定されている。

日本では、最低年齢は滿 15 歳、保護年齢は滿 18 歳と、「労働基準法」第 56 條に規定されている。

このリーフレットでは、「年少労働者」という場合は、前記の米國の法律による滿 18 歳未満滿 16 歳以上のものを指しているが、これを日本の場合とすれば「労働基準法」による滿 18 歳未満滿 15 歳以上のものに相當するわけである。このことを留意してこのリーフレットを読んで頂きたい。

おもな紙製品とは、ボール紙容器および紙箱——たとえば折たたみ式、組立式、波形のもの、或いはファイバー箱、ファイバー罐、ファイバーチューブ、およびこれらと同様な製品。袋類——たとえば食料品袋、重量物入袋、商品袋のようなもの。封筒類。覆い紙、グラジン紙類。壁紙類。その他——たとえば型紙、ボール紙、札、文房具の様な製品。それからコップ、皿、札などのような壓縮パルプ製品。そのほかクレープ、薄紙製品などである。

一定の従わなければならない基本的な安全策²⁾を講じるならば、年少者を紙製品製造業に安全に使用することが出来る。年少労働者は適当に訓練され監督されなければならない。またかれらには安全な職場が与えられなければならない。そしてなによりもかれらは最も危険の少い業務に使用されなければならない。多くの業務——特に製品の包装と出荷に関する業務は、輕易で比較的安全である。その他の業務——殊にある種の機械の操作に関する業務は、はげしい災害のおそれが相當にある。次の勧告は、年少者を最も災害の少い業務に配置するためになされるものである。

1 年少者に不適當な業務³⁾

次の業務は年少労働者に危険が多いか、それとも不適當と考えられるものである。

【註】 2) このリーフレット「はしがき」参照。なお、このリーフレット集 No. 11 「年少労働者を安全に使用するため 勧告基準」参照。

1. 種々の業務

- (1) 動力によるエレベーター、クレーン、ホイスト、フォーク揚重機、およびその他の揚重または移動装置。あるいは原料または製品の移動に使用するその他の動力による装置。
- (2) 倉庫などでの、重い紙ロール、紙またはボール紙の梱包などの重量物取扱い。
- (3) 機械調整工、機械修理工の業務、あるいは動力室の業務。

【註】 3)、4) 紙製品製造業での満 18 歳未満年少労働者に対する危険有害の禁止業務、および一般的な安全衛生基準に関する規定を、労基基準法および関係規則についてみれば凡そ次の通りである。

1. 「労働基準法」第 63 條に基いて「女子年少労働基準規則」には次のような業務に年少労働者をつけることを禁じている。

第 13 條の (1) 第 10 號起重機運轉。(2) 第 15 號積載能力二トン以上の人荷共用もしくは荷物のエレベーター又は高さ 15 メートル以上のコンクリート用エレベーター運轉。(3) 第 17 號動力による巻上機（電氣ホイストおよびエヤーホイストを除く）、運搬機又は索道運轉。(4) 第 19 號運轉中の原動機及び原動機から中間軸までの傳導装置の掃除、注油、検査、修繕又は調整の掛換。(5) 第 20 號天井走行起重機の玉掛け、又は合図。(6) 第 25 號動力によつて運轉する壓機の種類、若しくは切斷機の刃部の調整又は掃除。(7) 第 35 號引火性の物を取扱う作業で發火の危険のある業務。(8) 第 38 號鉛その他有害なもの、ガス、蒸氣若しくは粉じんを發散する場所の業務。(9) として同規則第 12 條には次の基準を超える重量物取扱いの業務が年少労働者に禁じられている。〔表は巻末〕

2. 「労働基準法」第 5 章に基く「労働安全衛生規則」には次のような衛生安全基準が示されている。

(1) 第 1 篇第 1 章には安全管理の基準。(2) 第 3 章には機械器具の安全装置。(3) 第 4 章には機械器具の性能検査。(4) 第 2 篇第 2 章には安全装置の認可の基準。(5) 同第 8 章および第 3 篇第 2 章には保護具の基準。(6) 第 2 篇第 1 章には有害物の除去、發生の防止、有害場所の立入禁止の基準など。

- (4) 鉛の蒸氣にさらされる時の活字鑄造機の業務。
- (5) 運轉中の機械の調整（操作の一部としての小部分の調整を除いて）、掃除および注油。
- (6) 染色および粘土場の業務（壁紙製造）。
- (7) 揮發性物質を混合したインクを用いる噴霧着色（用箋、封筒）。
- (8) 粘着劑の製造（封筒）。
- (9) 切断作業の二次工程における、ブラケット切断機の刃部後方のコンベヤーの取扱い。

2. 次の動力驅動機械の操作、材料送給

- (1) 製本壓縮機。
- (2) 浮だし機。
- (3) 製函機。
- (4) 組合せ印刷機、波付機、穿孔機（波形箱）。
- (5) 角切機。
- (6) 安全覆のない角止め機。
- (7) 波形機および片面または両面浮だし機。
- (8) クレーブ機。

- (9) 打抜および筋押機、一平板および圓筒式。
- (10) ビストン式封筒機。
- (11) 詰物用細片截斷機。
- (12) ギロチン截斷機——截斷されたものの取だし。
- (13) 薄はぎ機および張合せ機。
- (14) 品名印刷機、荷札印刷機——小型専用のものを除く。
- (15) 小刻み機。
- (16) 硫酸紙、蠟紙および屋根ふき紙製造機。
- (17) 筒切機——丸鋸または帶鋸。
- (18) 印刷機——圓筒または平板の手動送給。
- (19) パンチ壓機——型抜、浮出し、穴あけ、筋押を含む。
- (20) 四方角止め機（組立箱）。
- (21) 重労働を要する場合の捲返機、あるいは双先に觸れるおそれのある裂切りまたは切斷を行う場合の捲返機（本捲機）。
- (22) ロール切斷機、ロール穿孔機、ロールひだつけ機、筋押機——輕作業を行ふ小型機械を除く。

- (23) 罫線機——ペン罫引機を除く。
- (24) 屑梱包機。
- (25) 上貼機。
- (26) 筒捲機。
- (27) 針金止機、針金またはテープ止機——半自動式機械を除く。
- (28) 自動式捲貼機——組立箱。

II 年少者に比較的⁴⁾安全な業務

次の業務は年少労働者に比較的⁴⁾安全か、それとも適當と考えられるものである。

1. 種々の業務

- (1) 製品の包装、箱詰めおよび出荷の業務、ただし動力駆動の移動装置の操作を除く。
- (2) 手による折たたみ、剥取り、積み重ね、検査、括り、組立て、束ね、包装、および倉庫番の業務。
- (3) 軽量の半製品または製品の手による運搬。
- (4) 雑役および掃除機機械の掃除あるいは引火性または有毒性液體を用いる掃除を除く。
- (5) 薄葉紙製造工程の業務。
- (6) 梓込印刷の植字および梓締の補助。

(7) インキおよび平板部門の助手(組立箱)。

(8) 型の組立。

次の動力機械の操作、送給、手入れ。

(1) 箱剥取機(組立箱)。

(2) 封帯機。

(3) 束ね機。

(4) 内捲機および紙ハンカチ或は蠟紙の小型ロールの製造包装用機械のように、わずかの取付や調整の外は自動的に操作される、特殊型の變成機。

(5) 封筒製造機——同轉型。

(6) 製袋機。

(7) 自動製袋機——自動式(折たたみ箱)。

(8) 糊付機。

(9) 穴あけパンチ機、穿錐機、同轉目打機(用箋および荷札)。

(10) 刻み機。

(11) 商品名印字機、荷札機——小型荷札のみ。

- (12) 分割穿孔機——自動送給式（組立箱）。
- (13) 布張機（荷札）。
- (14) ビン、チケット機（荷札）。
- (15) 印字壓機——自動送給、同筒または板紙。
- (16) 捲返し（本捲取）——双先に觸れるおそれのある裂切および切斷作業を除く。
- (17) ミシン機。
- (18) 剝採機（用箋）。
- (19) 紐綴機（角止めを除く）。
- (20) 針金通し機および荷札の針金付機。

次の機械からの運び出し。

- (1) 波形成形機および單式までは復式浮出し機。
- (2) 打抜およびひだ付け壓機——圓筒式。
- (3) 硫酸紙、蠟紙および塗据機。
- (4) 印刷機——圓筒式。
- (5) 四方角止機（組立機）。

(6) ロール切断機、ロール穿孔機、ロールひだつけ機、筋押機——操作部分に安全覆のないものを除く。

(7) 被覆機。

(8) 包装機——自動式(組立箱)。

養 成 工

養成工については、訓練の後期にいたるまで危険の多い機械の操作をさせないように作業教程を組むことが普通にはできるものである。もしもこれが出来ない場合は、法に基いた正規の契約をして行う養成工の場合は、板紙壓機および圓筒壓機の操作または操作補助の作業は、それが養成訓練に附随して必要であり、また熟練工の指導と監督のもとに行われるならば、それに従事しても差支えない。

【註】5)「労働基準法」第70條に基づく「技能者養成規程」第17條には、使用者は直接の指導、監視その他適當な防護の方法を定めた場合には、技能の習得を目的とする満18歳に満たない者、女子および未経験者を労働安全衛生規則及び女子年少労働基準規則に定める危険有害業務中指定する業務に就かせることが出来る。

註3), 4)の(9)

重量物制限表

年 齢 区 分	性 別	断 續 勞 働	繼 續 勞 働
滿 16 歳未滿	男	15 kg	10 kg
	女	12 kg	8 kg
滿 16 歳以上 滿 18 歳未滿	男	30 kg	20 kg
	女	25 kg	15 kg

煉瓦およびタイル製造業ではどんな業種が年少労働者に適しているか



建築用の粘土製品、とりわけ煉瓦は歴史上最も古い産業の一つである。四千年も昔にバビロン人やエジプト人によつてつくられた天日乾燥煉瓦はいまなお現存している。アメリカでも古代のメキシコやユカタンの天日乾燥煉瓦は新大陸の発見以前からあつたものである。

大部分の煉瓦およびタイル工場ではしばしば年少労働者¹⁾を使用している。これらの工場でこのような未経験労働者を使用することによつて、とくにはげしい災害問題をひきおこしている。なぜかといえば、この産業は全製造工業の平均よりも二倍以上の災害発生率をもっているからである。しかし年少労働者の災害の危険も、いくつかの基本的安全原則——その最も重要なもの——一つは年少労働者

【註】 1) 米國では、合衆國「公正労働基準法」によつて、労働者の最低年齢は満 16 歳、保護年齢は満 18 歳未満と規定されている。

日本では最低年齢は満 15 歳、保護年齢は満 18 歳と「労働基準法」第 56 條規定されている。

このリーフレットでは「年少労働者」という場合は、米國の前記法満 18 歳未満、満 16 歳以上のものを指しているが、これを日本の場合とすれば、「労働基準法」による満 18 歳未満、満 15 歳以上のものに相當するわけである。このことを特に留意してこのリーフレットを読んで頂きたい。

を最も危険の少い業務に使用するということであるが、それを適用すれば少くすることができる。

このリーフレットは、年少労働者をより安全な業務に配置するために雇用主の手引として出版されるものである。このリーフレット集の一つには、最も危険の少い業務にかれらを配置することのほかに、年少労働者の訓練と監督、および安全で健康な環境を備えることが必要であること、それについての説明が述べられている。

このリーフレットに述べていることは、成型粘土製品、粘土耐火性製品、下水管や排水タイルや歩道タイルのような製品、および珪土煉瓦のような珪土耐火性製品を製造する工場に關するものである。モザイクタイル、光澤タイルあるいはエナメルタイル、および砂石灰煉瓦やガラス煉瓦など、別種の製造工程をもつものの製造については考慮されていない。

従業者が工程の大部分かあるいは全部にわたつて働かねばならないような小工場では、年少労働者を全く使用しない方がよいということを勧告する。なぜかといえば、次の表に比較的安全なものとして示されている特殊な作業のタイプにだけ年少労働者を働かせることは実際には困難であるからである。珪土製品を製造する工場では、珪素のふんじんが発生し、珪肺の危険があるので、年少労働者をどこにも使用してはならないということをさらに強く勧告する。次の表に示されているのは、粘土煉瓦およびタイル工業で、作業の危

【註】 2) このリーフレットの“はしがき”および日本版 No. 11「年少労働者を安全に使用するための勧告基準」参照。

險からまもるために、年少労働者の配置に際して従はなければならないことである。

粘土煉瓦およびタイル製造業ではどんな業種が年少労働者に適しているか^{3) 附)}

部門または作業	比較的安全なもの	危険の多いもの
原土採取	なし	すべての作業。
機械場あるいは 附属建物	(a) 生粘土ベルト上の切断作業、ただし危険な噴霧器の用いられない時、あるいは重量物を持ちあげたり烈しい身体への働きを要する生粘土製品の時を除いて。 (b) タイルの手仕上げ作業——ただしふつうに仕上げ工場で行うようなもの。 (c) 手による成型——ただし小さなものを造り、そして加熱した床の上で行はない場合のもの。 (d) 乾燥機まで手押車を押して行く作業——ただし乾燥器の中へは入れないこと。 (e) 粘土排水管およびホット、トップ製造の場合の——プレスのパレットを装置する作業、手仕上げの作業、および乾燥場と手押車で運送する作業。	その他のすべての機械場あるいは附属建物の作業——例えば捲揚げ捲降しに関する作業、碎粉機、乾燥釜、ろ過機、粒化機、圓錐ロール、平滑ロール、担上機、抽出機、成型機、切断機および壓機類。および粘土貯蔵容器の中の作業。
乾燥器または乾燥場	乾燥機まで手押車を押して行く作業。 排水管製造工場の乾燥場の場合の仕上げ作業、輪切り作業、およびパレット集めの作業。	その他のすべての作業——例えば、乾燥機の中のイキ火の取扱い、動力による移送機または曳引機操縦者および助手のような作業。 重量物の取扱い。

窯入れおよび据込み	永久爐および臨時爐の中へ投げ込みまたは手で据え込む作業——ただし、重い材料を据え込む場合を除いて。	据込機や捲揚機が用いられる時、あるいは大きな排水管などのような重い材料の据込み作業。 臨時爐の構築作業。
焼成	なし	すべての作業。
窯出しおよび積込み	窯出し、積重ねおよび積込みの場合の手による作業——ただし重量物の取扱いを除いて。 製品のボール箱包装作業。ひもかけ作業。 すき間の詰め込み作業。 普通の整理作業。	据込機、捲揚機、その他の機械装置を用いる時のすべての窯出し、積重ねおよび積込み作業。
修理場および動力室の作業	なし	すべての作業。
その他、種々の作業	棚の取付けおよび爐床の修理。	廻轉研磨機を用いる仕上作業。 エレベーター、クレーン、ホイスト、その他の動力による材料取扱い装置の操作。

【注】 3) 煉瓦およびタイル工業での満 18 歳未満の年少労働者に対する危険有害の禁止業務および一般的な安全衛生基準に関する規定を、労働基準法および関係規則についてみれば凡そ次の通りである。

1. 「労働基準法」第 63 條に基く「女子年少者労働基準規則」には次のような業務に年少労働者をつけることを禁じている。

(1) 1. 気罐のふん火その他。(2) 4. 起重機運轉。(3) 14. 乾燥室の作業主任者。(4) 15. 積載能力 2 トン以上のエレベーター運轉。(5) 17. 動力による巻上機運轉機又は牽道運轉。(6) 18. 高圧電線路及びその電氣機械器具の取扱。(7) 19. 運轉中の原則機等の掃除、注油、検査、修繕または調帯掛換。(8) 23. 粘性質のロール材。(9) 25. 動力壓機切断機の全型刃部の調整掃除。(11) 32. 岩石鑛物の破碎機の材料の送給。(11) 44. 土石駄毛等のじんあい又は粉末を著しく發散する場所。(12) 45. 多量の高熱物體の取扱もしくは暑熱な場所。(13) また同規則第 12 條によつて重量物を取扱う業務が次の基準を超えてはならない。

區 分		断 續 勞 働	継 續 勞 働
満 16 歳未満	男	15 キログラム	10 キログラム
	女	12 〃	8 〃
満 16 歳以上 満 18 歳未満	男	30 〃	20 〃
	女	25 〃	15 〃

2. 「労働基準法」第 5 章に基く「労働安全衛生規則」には次のような基準が示されている。

(1) 第 1 篇第 1 章には安全管理、第 2 章には衛生管理の基準。(2) 同篇第 3 章には機械器具の安全装置。第 4 章には機械器具の性能検査。第 2 篇第 2 章には安全装置の認可の基準。(3) 第 2 篇第 3 章および第 3 篇第 2 章には保護具の基準。(4) 第 3 篇第 1 章には有害物の除去、發生の防止、有害場所の立入禁止などの基準。第 6 章には気温、湿度に関する基準など。

特) わが國では、赤煉瓦の方はこの勧告基準とあまり事情は違わないが、耐火煉瓦製造業の方はだいぶ違つていたので、次に参考までにそれを掲げておく。

耐火煉瓦製造業ではどんな業種が年少労働者に適しているか

(耐火煉瓦協合調)

部門または作業	比較的安全で一般に適當なもの	著しく危険が若しくは不適當なもの
原 料	秤量器の目盛読み。原料の選練。	動力運搬機の運轉。選練のための手割り。
破 碎	防護装置及び入口附近に充分な安全装置の有る破砕機へ原料の投入。	手による破砕、破砕機の運轉、粉塵の除去されぬ場所の破砕作業。破砕した原料の選搬。
粉 碎 及 び 混 練	な し	粉砕及び混練に関するすべての作業。
成 形	小形の手打。手動再壓製の成形作業。スタンパー成形。機械成形用配給（材料）の搬送機に投入。配合（材料）の秤量。仕上作業。刻印。小形素地煉瓦の取扱い。	大形の手打。プレス等動力による機械成形の作業。その他珪石の粉塵ある場所の成形作業。
乾 燥	運搬車及び乾燥車への小形素地煉瓦の積載及び選搬。手押運搬車による選搬。	大形素地煮瓦の取扱い選搬。動力選搬の作業。爐の焚火作業。
窯 詰	な し	單獨焼成窯、連続式焼成窯への装入のすべての作業。
焼 成	な し	すべての作業。
窯 出	焼成窯内より搬出した小形煉瓦の取扱い。置場移動。員数検査。	他のすべての作業。

検 査	小形煉瓦の亀裂。欠損の有無の検査。 小形煉瓦の形状。寸法の測定。整理の助手。	大形煉瓦の検査。
荷 造 り	小形煉瓦の荷造り。符號つけ。	大形煉瓦の荷造り。粉砕工場内の粉末製品 の荷造り。
製品の出 荷	目数検査。	動力運搬の運轉。重量物の取扱い運搬。
木 型 の 製 作	手による木型製作。	動力による木工機械の操作。
そ の 他	試験の助手。粉砕工場以外でなす修理工助手 としての作業（木工機械の取扱いその他禁止 業務を除く）。材料及製品置場の助手。事務 員、給仕。	起重機、その他の動力運搬機の運轉。高 圧電線路及びこれに關する電気機械及び 器具の取扱い。防塵の設備のない珪石粉 砕工場への立入り。

溶接業務ではどんな業種が年少労働者に適しているか



溶接技術は工業のもつとも重要な手段の一つである。そして、それが能率的に行われるならば、時間と材料のどちらも著しく節約することができる。満足な溶接を行うには、適当な技術的設計が必要であるほか、溶接装置を巧みにまた安全に取扱うように、溶接作業者を訓練したのち実際の作業につけることが必要である。溶接を用いることが多くなつて行くので、

訓練された溶接作業者の需要はますます多くなつてゐる。

溶接はいままでは成年男子の業務と考えられていたが、戦時中には、新規に訓練された溶接作業者には澤山の女子や年上の少女がいた。また所によると、すぐに役立つような成年男子が少なくなつたので、十八歳にみたない年少者までが訓練されたり使用されたりしていた。このような年少者は普通には溶接に

〔註〕

(1) 米國では、合衆國「公正労働基準法」によつて、労働者の最低年令は満 18 歳、保護年令は満 18 歳未満と規定されている。

日本では、最低年令は満 15 歳、保護年令は満 18 歳未満と「労働基準法」第 56 條に規定されている。

このリーフレットでは「年少労働者」という場合は、米國の前記法による満 16 歳以上 18 歳未満を指しているが、これを日本の場合とすれば、「労働基準法」による満 15 歳以上 18 歳未満のものに相當するわけである。このことを特に留意してこのリーフレットを読んで頂きたい。

使用しない方がよいし、またそうするように勧告しなければならない。しかし、すでに雇われているものについては、かれらを危険から防護し、また災害から保護することは極めて必要である。このリーフレットは、このような年少者をもつとも災害の少ない業務に配置するため、その案内書として役立たせるようにつくられたものである。

溶接にもほかの多くの業務と同じように、ある程度の危険が含まれている。またほかの業務よりも危険の多い溶接作業の種類もある。溶接のある種の危険からは作業者を防護することもできるが、しかし、作業者の安全はほとんどかれら自身の、溶接の過程と危険とについての経験を交えた知識、用心深さ、および判断力の成熟に依存しているものである。

年少労働者はその特徴としてこのような性質に缺けているので、年長の経験労働者よりも災害をこうむりやすく、また災害をひき起ししやすいものである。したがって、ほとんど経験と判断とによつてのみ安全を保つことができるような作業の種類には、年少のそして新規に訓練をうけたばかりの溶接作業者をいきなりつけてはならない。

溶接には基本的な三つの種類がある。すなわち——ガス溶接、電弧溶接、および抵抗溶接である。金属の酸素溶断——しばしば間ちがつて「アセチレン焼切り」とよばれている——は、ガス溶接と緊密に関係した過程であるからこの基準の中に含まれている。

もしもどうしても年少者を使用しなければならないときには、年少の溶接作業者はもつとも危険の少ない作業にだけ使用しなければならない²⁾、という一般原則を實施するために、次に示す方針に従わなければならない。

I まもらなければならない³⁾一般的注意。

- (a) 統験のない者は、訓練の課程を完全に終えたのちでなければ溶接作業者として使用してはならない。
- (b) 年少のそして新規に訓練されたばかりの溶接作業者はすべて、溶接の防護方法について指導をうけなければならない。たとえば、種々の溶接にそれぞれ適した保護眼鏡、電弧の光線や炎あるいは熱した金属によつて焼かれることを防護する手段、溶接装置の手入れ、適当な換氣の必要やその調節方法などである。
- (c) 年少のそして新規に訓練されたばかりの溶接作業者はすべて、統験のある溶接作業者の監督のもとにおかれ、そして、溶接訓練の終了後少くとも一カ月間は、安全方法や仕事の手順を充分に見覚えまたそれになれるように、その監督者といつしよに作業をさせなければならない。

〔注〕

- (2) このリーフレットの「はしがき」および日本版 No. 11「年少労働者を安全に使用するための勸告基準」参照。

Ⅱ 年少労働者に差支えない溶接または溶断作業の種類

- (a) 臺 溶 接
- (b) 斷続溶接（點溶接）。
- (c) 下向ガス溶接。
- (d) 下向電弧溶接。
- (e) 機械酸素溶断。
- (f) 適當に支持されて行うときの手による酸素溶断。
- (g) 溶接材料を機械装置によつて把持する必要のないときの抵抗溶接。

Ⅲ 年少労働者に適當でない溶接または溶断作業の種類

- (a) 下向以外のガス溶接（訓練中をのぞく）。
- (b) 下向以外の電弧溶接（訓練中をのぞく）。
- (c) 切斷場所が示されていないときの手による酸素溶接。
- (d) ステンレス——スチールを電極とした場合の電弧溶接。
- (e) 鉛、カドミウム、または亜鉛メッキをした材料、あるいは鉛を含んでいる金属のガス溶接、電弧溶接、および酸素溶断。

- (f) タンク或は密閉した場所で行うガス溶接、電弧溶接、および酸素溶断。
- (g) 加熱した組立て材料の溶接（一部分だけを加熱した部品の溶接は差支えない）。
- (h) 足場の上で行うガス溶接、電弧溶接、および酸素溶断。
- (i) 溶接材料を機械装置によつて把持する必要があるときの抵抗溶接。

【註】

(3.45) 溶接の業務について、年少労働者に対する危険有害の禁止業務、および一般的な安全衛生基準に関する規定を、労働基準法および関係規則についてみれば凡そ次の通りである。

1. 「労働基準法」第63條に基いて「女子年少者労働基準規則」には、次のような業務に満 18 歳未満の年少労働者をつけることを禁じている。

第13條の(1)第2號 溶接による汽罐の製造若しくは改造又は修繕。(2)第5號アセチレン溶接装置の作業主任者。(3)第9號危険物の取扱主任者。(4)第34號 カーバイトなどの發火性の物の製造又はこれらを取扱う作業で發火の危険ある業務。(5)第38號有害なもののガス、蒸氣もしくは粉塵を發散する場所の業務。(6)第45號有害放射線に曝される業務などである。

2. 「労働基準法」第5章に基く「労働安全衛生規則」には次のような衛生安全基準が示されている。

(1) 第1篇第1章、第2章には安全および衛生管理。(2)同第3章には機械器具の安全装置。(3)同第4章には機械器具の性能検査。(4)第2篇第2章には安全装置の認可。(5)同第3章第3篇第2章には保護具の備付使用。(6)第2篇第1章には有害物の除去發生の防止などに關する一般的基準が示されている。

これらの中から溶接に關する重要なものを特にぬき出してみると次の通りである。

(1) アセチレン溶接装置は危険防止の事項を擔當させるために溶接主任者を選任しなければならない、また、

労働基準局の行う技能試験に合格し免許をうけたもの（溶接士）でなければ主任者にしてはならない（同規則第10條、第44條）。(2)同装置は労働監督署長の認可をうけなければ設置してはならない。また、性能検査の有効期間（三ヶ年）後引續いて使用しようとする場合も認可を要すること（第38、39、40條）。(3)電弧溶接の業務には技能を選考した上指名したものでなければ使用してはならない（第45條）。

(4) 有害放射線にさらされる業務、有害物のガスなどの發生する場所の業務に使用する労働者は雇入の際および定期（年二回以上）の健康診断を行はなければならない。（第48條）などである。

なほアセチレン溶接装置の取扱いは特に危険に対する注意を要するので、労働安全衛生規則には、第4編「特別安全基準」の中に第3章「アセチレン溶接装置」の一章が設けられてその安全基準が詳細また具體的に規定されている。

年少労働者を安全に使用するための勧告基準



年少雇用問題の第一にくるものは、どんなにして年少労働者を業務の危険からまもるかということであらう。年少者を使用しており、また使用しようとしている各顧の産業に対する案内書として、アメリカ合衆国労働省児童局では、年少労働者の安全、健康および一般福祉のために次の三つの方針を採用するよう提唱している。すなわち――

- (1) 最も危険の少い業務に使用すること。
- (2) 安全で健康な作業場をあたえること。

【註】 1) 米國では、合衆國「公正労働基準法」によつて、労働者の最低年齢は満 16 歳、保護年齢は満 18 歳未満と規定されている。

日本では最低年齢は満 15 歳、保護年齢は満 18 歳と「労働基準法」第 56 條および第 57 條に規定されている。このリーフレットに「年少労働者」と云ふ場合は、米國の前記法満 18 歳未満、満 16 歳以上のものを指しているが、これを日本の場合とすれば「労働基準法」による満 18 歳未満、満 15 歳以上のものに相當するわけである。このことを特に留意してこのリーフレットを読んで頂きたい。

(3) 十分な訓練と行きといた監督をすること。

これら三つの要點はすべて、年少労働者を産業に使用する際に廣くあてはまるので、このシリーズの序論としてこのリーフレットに論じられている。このシリーズの他のリーフレット²⁾には、年少労働者を比較的安全に使用することのできる業務についてのべられており、また年少労働者に特に危険な業務の種類が指摘されている。

多くの雇い主は、年少者の將來の發展と訓練とに興味をもっており、またかれらを教育することの重要性を充分に認めている。年少者は働きながらも學校に通うことを希望しているので、雇い主はできるだけフルタイムの業務よりもパートタイムの業務にふりむける方がよい。

年少労働者は、かれらの能力を發揮し興味のもてる業務にふりむけられるならば、産業に對して全力をつくすことができるものである。多くの工場では養成工や幾段階かの訓練教程をもつていて、個人の素質を認め、また行きといた監督をしている。これから雇い入れようとするものの能力や興味について、訓練や業務のふりわけの際に役立つやうな情報を、學校からも提供することが出来るものである。

【註】 2) これは各産業別あるいは業務別に、年少労働者の適業の基準を示しているものであつて、アメリカでは現在までに 15 種類が発行されている。これについてはこのリーフレットの「はしがき」のところを参照のこと。

I 最も危険の少い業務に使用すること⁵³⁾

1943 年 1 月発表された「年少労働者雇用対策」の中には、年少労働者は「年齢と體力に適した業務に使用し、危険あるいは健康、福祉に有害な業務は特にさげなければならない」ことを記載している。しかし、最も危険の少い業務につけることによつて、年少労働者をまもろうとすることは決して新しいことではない。たいていの州の児童労働法は年少労働者の禁止業務をもうけ、あるいは行政命令によつてそのような禁止を定めている。

「公正労働基準法」は、もちろん、年少者のこの種の保護について定めている。この法は労働省児童局長に、年少労働者に対して特に危険な業務を発見し、また指定する権限をあたえている。この指定は、それらの指定された危険業務に年少労働者を使用することを禁止する效力をもっている。

ほとんどの州は年少労働者の危険有害の禁止業務を定めている。その関係規則は、州労働局あるいは他の管轄局から公布されている。ある州では、法に反して年少労働者を使用して災害を起した雇い主は、裁判の

【註】 3) わが国の「労働基準法」の第 63 條にも、18 歳未満の年少労働者に対する危険有害業務および重量物を取り扱う業務の就業制限が定められており、それに基づいて「女子年少者労働基準規則」の第 12 條には重量物取扱いの制限および第 13 條には危険有害な業務 56 種類にわたる就業の制限が詳細に定められている。

災害補償を拂わなければならないことになっている。またある州では、法に反して年少労働者を使用した場合には、労働災害補償法は適用されないことになっているので、雇い主は怠慢によるものとして損害を自分で負わなければならないことになるわけである。

多くの危険な産業あるいは危険な業務は、州法によつてもまた合衆國法によつても、特定的には年少労働者の就業禁止が適用されていない。そこで、年少労働者をもつとも安全と思はれる業務に配置することについて、雇い主を援助することが必要である。とりあえずこのための一時的な手引として、「公正労働基準法」に基いて制定される規則を補助するために、労働省児童局ではこの「勧告基準」のリーフレット集を発行したのである。この勧告基準は、法令ではないが、州と州との間に通商する産業だけに限らず一般に適用されるものである。この勧告基準は、それが適用する業務の危険の程度に根據を置いて作られ、また使用者、労働者および安全衛生関係團體の助言をえて作られたものである。この基準を利用することによつて、新しく雇入れたものの高い災害率を低くするのに役立つに違いない。

工場の採用係員、安全技術者、業務配置係員、および職業訓練教程の立案者などに對して、この勧告に従うことを切に勧める。

Ⅱ 安全で健康な作業場をあたえること⁴⁾

安全で健康な作業場は有効な工場安全対策の基本となるものである。成年労働者にとつてもそうであるならば、自分を守ることに充分なれておらず、また物理的防護装置の保護に頼つて自分を守らなければならない年少者に對しては、このことはなおさら正しいことである。

安全な作業場には澤山の要素が含まれている。すなわち、設計のよい建築、適度の照明、充分な換氣などが必要である。なお、完全な床、充分に區切られ保たれた通路、材料の整頓、および屑の整理などのような行きとよいた室内整理も含まれている。そして恐らく最も大切なことは、機械や装置に適當な防護装置をほ

【註】 4) 労働基準法第5章には、(1) 使用者は作業場の危害の防止と労働者の健康や生命などを保つために必要な措置を講じなければならないこと、(2) 労働者は危険防止のために必要なことを守らなければならないこと、(3) 危険な作業に必要な機械、器具には必要な規格や安全装置を具えなければならないこと、などが定められている。そしてこれに基づいて「労働安全衛生規則」には (1) 第2編には原動機、傳導装置、機械装置および電氣などの安全装置や安全基準、通路作業床足場などの安全基準、および安全のための保護具の備付使用の基準、などが詳細に定められている。(2) 第3編には衛生上有害物ガスなどの防止や排除の基準、有害物に對する保護具その他の備付使用の基準、氣壓、換氣、採光、照明、氣溫、濕度などに對する基準、および休養や清潔に関する基準、などが詳細に定められている。

どをさなければならぬことである。」

もちろん、あらゆる機械はすべての労働者のために適当に防護されていなければならないが、年少者や無経験な作業員には特にこれが必要である。機械による負傷——特に操作する部分で起る負傷は、他の原因——例えば道具などによるものより一般に激しいものである。

Ⅲ 充分な訓練と行きとどいた監督をすること^の

最も危険の少ない業務につけ、また安全な作業場を興えても、まれには、年少労働者を負傷からまもることを保証できないことがある。年少者というものはたえず監視していなければならないものである。そこで充

【註】 5) 前記法の第5章には、(1) 使用者は経験のない労働者や技能を有しない者を危険な業務につかせてはならないこと、(2) 使用者は労働者を雇い入れたときその労働者に対して必要な安全や衛生のための教育を施さなければならないこと、などが定められている。

そしてこれに基づいて前記規則の第1編には、使用者は技能試験に合格したもの、技能を撰考の上指名したものの、あるいは6ヶ月以上の経験を有するものでなければ夫々の特定の危険業務につかせてはならないことなどが詳細に定められている。

また前記法第7章には、技能者の養成について定められており、それに基づいて「技能者養成規定」には、長期の教習を必要とする特定の技能者を労働の過程で養成するために必要な教習方法、使用者の資格、契約期間、労働時間、賃金および危険有害業務の就業制限の特例などについて詳細に定められている。

分な訓練と不斷の行きどいた監督が重要になつてくる。

訓練と監督は普通に職長が指導員の責任である。そして若いもの好きの、したがつてこの役に適した者に年少労働者をあてがつた方がよい。直接の監督者が與える印象は、工場全體の年少労働者の印象に深く影響するものである。

職長は年少労働者の監督について、年少者は成年者よりも注意が必要であり、そのために特別な仕方が必要であることを指示されなければならない。この指示は職長會議に際して與えられる。なおまた職長は、年少労働者の労働條件についての指示を與えられなければならない。この指示は文書によつて與えられるのがよいが、これには年少労働者を使用する場合の労働時間、許される交替制、學校の出席、その他についての會社の方針に關する事柄が含まれている。労働や義務教育に關する合衆國法あるいは州法についての知識、あるいはまた年少労働者の就くことを禁じられている業務や作業のタイプについての知識はなおさら含まれていなければならない。全く職業の経験なしに學校から入つてきた年少者には、工場は全く新しい環境を與えるものである。かれらが安全に働く方法を知り、そして安全な方法を適切に行うことができることを監督者が確信するまでは、全く経験のない労働者を業務につけてはならない。そして、年少労働者に教えるまでに、監督者は重要な業務を分類し、基本的階程をつくり、あるいは要點をえらびだしたりなどして、訓練の目的のために業務を組織化しておかなければならない。訓練の階程は規則的に、熱心に、そしてゆつくり

と行はなければならない。監督者は無経験労働者の中に自分で立ち交わなければならないので、監督者にどんなに簡単にやさしくみえることでも、かれらには非常に困難であるかもしれない。監督者は年少労働者に働き方を言葉で教えるばかりでなく、自分自身でやつてみせる必要がある。監督者はかれらが方法を覚えるのを確信するまでは、チェックしたり監督したりしながら、かれらの仕事の仕方をかれらに代つてみまもつていなければならない。

また、年少者が作業場の整理や適当な道具の使い方について一人まへの労働者らしい習慣をおぼえ込むように不断の監督が必要である。冒険好きな性質の若い者は防護装置や安全装置を使うことをいやがるかもしれない。また重すぎるものを持ち上げたり、運転中の機械の掃除をしたり油をさそうとしたりし、あるいは荒っぽいことをしたがつたりするかもしれない。そしてかれらは過労におちいるかもしれない。過労は能率をさげるばかりでなく災害をひき起し、またながくつとけるならば健康を害することがある。安全な作業の習慣をつけるためには、年少労働者を成年労働者といつしよに業務につけなければならない。

年少労働者には使用許可証明書あるいは年齢証明書をもらつて、工場の労務管理事務所に綴じて保存しておくなければならない。年少労働者に特別のバッヂをつけさせておくと、かれらが不注意に法や会社の方針に反する業務につけられている場合があれば、職長や安全技術者はかれらが年少労働者であることを見分けることができ、またかれらが特別の監督を要するものであることを指てきすることができる。

昭和 25 年 4 月 25 日 印刷

昭和 25 年 5 月 1 日 發行

どんな業種が年少労働者に適するか

定價 60 圓

編 者 労働者婦人少年局
發行者 東京都港区芝公園中央労働會館
神 原 金 吾
印刷者 内東京都中央区新富町 1 の 7
石 井 精 一 郎

發行所 日本勤勞者教育協會
東京都芝公園中央労働會館内
電話 芝(43)1131～5 内線11



